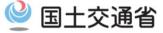
歴史まちづくり法について

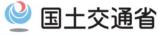
国土交通省 都市局公園緑地·景観課 景観·歴史文化環境整備室





目次

- 1. 歴史まちづくりの系譜
- 2. 歴史まちづくり法のしくみ
- 3. 歴史的風致維持向上計画認定都市への 支援措置
- 4. 歴史まちづくりの取組状況と効果
- 5. 歴史まちづくりの今後のあり方
- 6. 歴史まちづくりの最近の話題



1. 歴史まちづくりの系譜

関連法制度の流れ



景観法及び歴史まちづくり法制定に至るまでの歴史をさかのぼると、建築物や広告物について の流れに加え、「自然・緑」、「歴史文化」の分野において個別の法整備が進められてきた。

戦後復興・高度経済成長期の社会要請のなかで進められた法整備が一段落し、自治体での独自 条例や計画策定が盛んになる期間を経て「景観・緑3法」として景観法が制定された。

明治:大正期~昭和初期

大戦前後

復興•高度経済成長期

バブル

<mark>都計法改正</mark>

(地区計画)

計治画体

独自条

ん例

策定

1980

バブル崩壊後

建築物等



皇居周辺 (旧美観地区)

1919 旧都市計画法 (風致地区) 1919

<mark>市街地建築物法</mark> (美観地区)

1911 広告物取締法

1873

然 太政官布達

公園制度の始まり

緑

1931

国立公園法

1968 新•都市

都計法改正 計画法

1970

(百尺制限

→容積率)

近代建築の取り壊し

(例:京都タワー)

による景観・美観論争

1950 建築基準法 (建築協定)

1949 屋外広告物法

> 1957 自然公園法

> > 1966 古都法

環境の破壊への対応

1950

文化財保護法

1975

1973

文化財保護法改正

2004

観

3 法 歴 史 ま

2008

ち づ

IJ 法

2004

<mark>文化財保護法改正</mark> (文化的景観)

歴<mark>1871</mark>

宁古器旧物保存法

文 化

1897

古社寺保存法

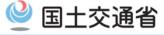
1919

<mark>史</mark>蹟名勝保存法

1929 国宝保存法 都市緑地保全法

(伝建地区)

風致地区制度(T8)



旧都市計画法(T8)で風致地区制度を位置づけ

第10条 都市計画区域内二於テハ(中略)必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為特二地区ヲ指定スルコトヲ得。

地区内の工作物の新築、改築、増築もしくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取等について、地方長官が内務大臣の認可を受けて禁止、制限ができることになった。

※明治神宮(S1)、京都(S5)で風致地区指定がなされ全国に広まる。

風致概念について

風致とは趣きで、(中略)多く慣用として自然の山川草木を対象として使用されて居る。風は多く自然を意味し、 風の極致たる解釈を多くする。今は先ず「山川草木の景乃至其等が添景を与える趣」と解釈しておく。(中略)歴 史的感興をまざまざと想起しうる素因の対象物も亦風致と認められる。

(北村徳太郎 風致地区について(其三)「都市公論」S2)

風致地区決定標準(S8)における指定対象

イ 季節二応ズル各種ノ風景地

ニ 樹木二富メル土地

ロ 公園、社寺苑、水辺、林間、其ノ他公開慰楽地

ホ 眺望地

ハ 史的又ハ郷土的意義アル土地

へ 前各号ノ附近地ニシテ風致維持上必要アル地帯

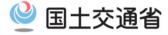


都市計画運用指針(H13)における指定対象

ア 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む。)であって、良好な自然的景観を形成しているもの。

イ 水辺地(水面を含む。)、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観 を形成しているもの。

古都保存法(S41)の制定経緯①

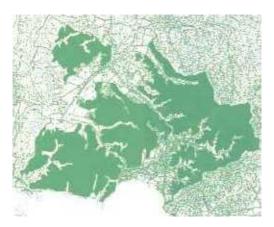


く背景>

急激な都市発展等に伴い、1960年代後半に全国的に宅地開発が急増、京都、奈良、鎌倉において、文化人や市民団体による反対運動が展開された。

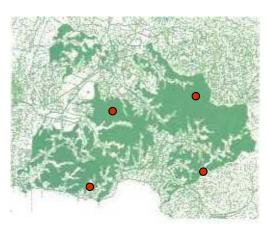
〇鎌倉における開発変遷図(樹林地の推移)

戦後、鎌倉の人口は急増し、樹林地面積は2/3に減少した。 1960年代後半の宅地開発の急増は「昭和の鎌倉攻め」と形容された。



1947年

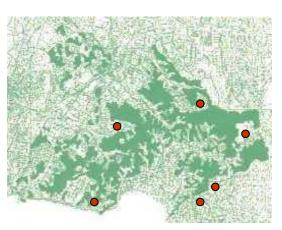
人口 約55,000人 樹林地面積 約2,400ha 樹林地率 61%



1962年

人口 約107,000人 樹林地面積 約1,900ha 樹林地率 48%

• 大規模開発案件

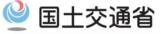


1973年

人口 約155,000人 樹林地面積 約1,600ha 樹林地率 40%

出典:鎌倉市緑の基本計画

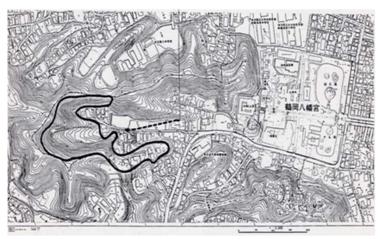
古都保存法(S41)の制定経緯②



- ・1964年に発生した鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷(おやつ)」)開発問題や、京都市の双ヶ岡(ならびがおか)開発問題は、幅広い層による反対運動が展開された。
- ・これらの問題は古都保存法制定の契機の1つになったとされている。

○ 鎌倉市 御谷(おやつ)騒動 (1964年)

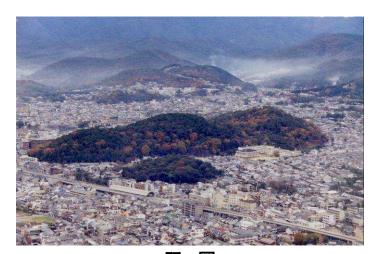
- ・ 鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)の開発計画に対し、文化団体や文化人、僧侶、学者等、市民による反対運動が巻き起こる
- ・ 行政による数度の調整が行われたが解決に至らず、市民団体等は 「風致保存連盟」を結成し、保存運動を展開
- ・また、鎌倉在住の文化人により「財団法人鎌倉風致保存会」が設立 され、買収を目的とした募金活動を開始
- ・ 反対運動発生から約一年後、募金等による買収をもって騒動は収束



御谷騒動の開発予定区域図

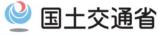
○ 京都市 双ヶ岡(ならびがおか)開発問題 (1964年)

- ・ 名勝に指定されていた双ヶ岡について、所有者の仁和寺が売却を決定し、買収予定者がホテル建設構想を明らかにしたことから、地元住民から売却反対の声が起こる
- ・ 市民団体や学術団体による政府、国会に対する声明が発表された
- · 買主側が資金の調達ができず、開発の危機は回避された



双ヶ岡

古都保存法の目的・体系



■ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)(1966年制定)

(古都:京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市)

・この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古 都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資す るとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。(法第1条)

古都保存法の体系

歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要

【2017年3月31日現在:32地区、22,487ha】

・建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制による規制

歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣)※関係省庁協議が必要

・歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存 に関する事項等を記載



鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存区域



鶴岡八幡宮

保存区域のうち枢要部分について

歴史的風土特別保存地区の都市計画決定(府県・政令市)

【平成29年3月31日現在:60地区、8,832ha】

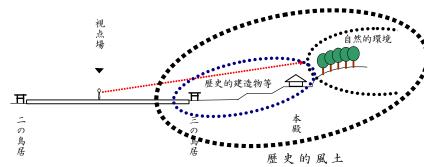
- ・建築物の建築、宅地の造成等について許可制による規制
- ・規制に対する損失補償として土地を買入れる仕組みを導入

古都保存事業(社会資本整備総合交付金)税制措置

- 土地の買入れ(国費率7/10)
- ·損失補償(国費率7/10)
- ·施設の整備(国費率1/2)
- ·景観阻害物件の除却(国費率1/2)

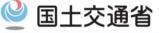
- ・土地の買入れに際し、譲渡所得2,000万円控除
- ・行為制限の内容を踏まえて 相続税を評価減

(林地の場合更に3割評価減)



歴史的風土の概念図 (歴史的風土審議会資料(1997年12月)より作図)

伝統的建造物群保存地区(S50)



- 〇歴史的な町並みの景観保全については、「伝統的建造物群保存地区」の制度を創設。
- 「**伝統的建造物群」・・・**周囲の環境と一体をなして**歴史的風致**を 形成している**伝統的な建造物群**で価値の高いもの。
- 「伝統的建造物群保存地区」・・・伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区のこと。さらに、我が国にとってその価値が特に高いものを、「重要伝統的建造物群保存地区」として選定することができる。(令和3年8月2日現在,104市町村で126地区を選定)



【恵那市岩村町本通り】

市町村

伝統的建造物群及びこれと一体をなして その価値を形成している環境

> 伝統的建造物群保存 地区の都市計画決定 (都市計画区域外は条例で指定)

条例による保存措置

文化庁

伝統的建造物群の定義

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

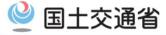
選定の申出

選定

文化審議会への諮問・答申

- →重要伝統的建造物群 保存地区の選定
 - ※その他支援措置あり

景観法(平成16年制定)の概要



基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、 「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。

※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。

都道府県

指定都市

中核市

__ その他の市町村

市町村

全て

全て

全て

都道府県知事と協議した場合

景観行政団体(景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画(届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

① 形態意匠の制限(形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則 とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の 出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式 を継承した意匠とすること

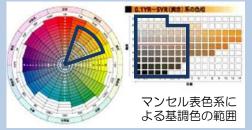
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺と の調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導

(制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度によ り実効性確保

建築確認など で実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物·樹木

景観上重要となる建築物等を 指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)





その他、景観重要公共施設 景観協定、景観整備機構

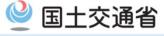
などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進

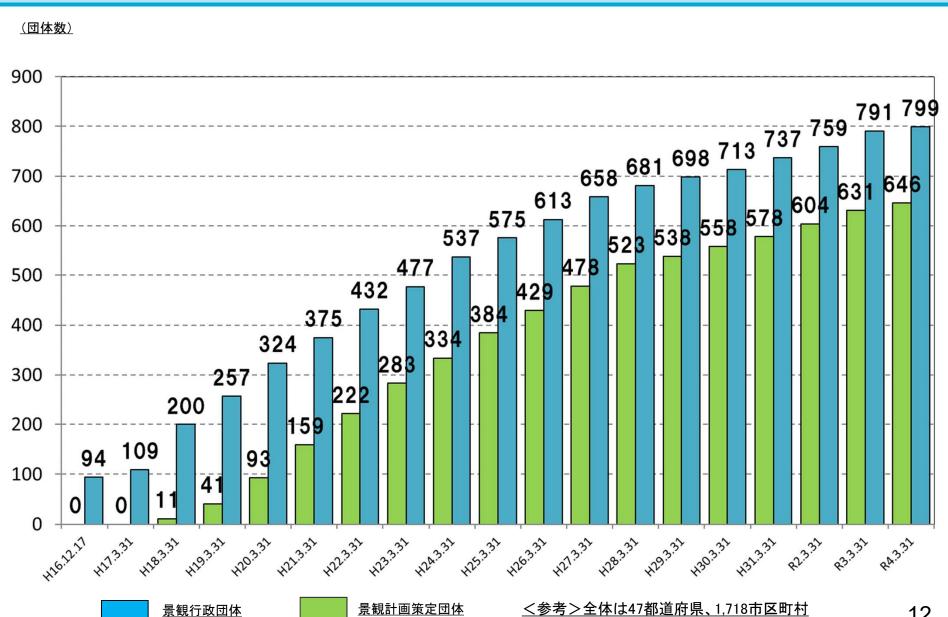


景観法の活用イメージ

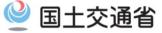


行政に取り組む団体数の推移(令和4年3月時点)





文化財としての文化的景観制度(H16)



○景観法の制定にあわせ、文化財保護法の改正により、「文化的景観」制度が創設。

選定の申出

選定

「文化的景観」

- ・地域における<u>人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で</u>我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- ・我が国にとって価値が特に高いものを、国が「重要文化的景観」として選定し、文化財の一つとして保全。

(令和4年3月15日時点で,全国で71件の重要文化的景観が選定)



【千曲市姨捨の棚田】

地方公共団体

景観計画区域内景観地区内

文化的景観

条例による保護措置

保存計画の策定 所有者同意 等

現状変更等の届出義務

文化庁

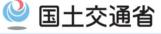
文化的景観の定義

地域における人々の生活又は生業及び当該風 土により形成された景観地で我が国民の生活又 は生業の理解のために欠くことのできないもの

文化審議会への諮問・答申

→重要文化的景観の選定

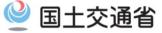
※その他支援措置あり



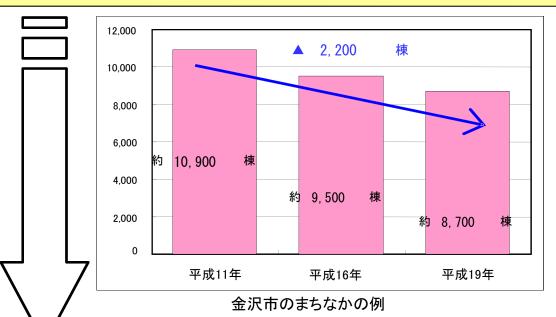
2. 歴史まちづくり法のしくみ

(正式名称:地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史的まちなみが失われる現状

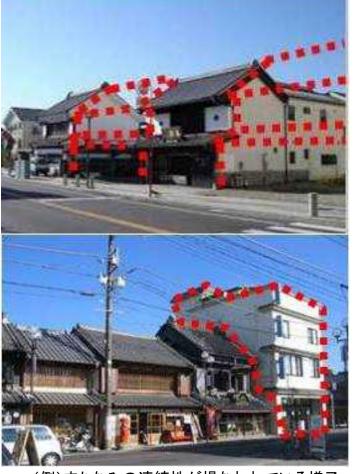


- 我が国には、城郭や神社仏閣等の文化財及び文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有 する建造物とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。
- こうした地域において、工芸品の製造販売や祭礼行事などが行われ、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境が形成されている。

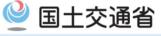


8年間に、約2,200棟(全体の約20%)の歴史的な建造物が失われている。※出典:金沢市資産税課(H19)

文化財指定されていない歴史的建造物については、 維持管理に多くの費用がかかること、所有者の高齢 化等を背景に滅失が進んでおり、良好な歴史的まちな みが失われつつある。



(例)まちなみの連続性が損なわれている様子



国土交通省、文化庁の審議会での方向性が一致

まちづくり行政(国土交通省・農林水産省)

<u>社会資本整備審議会で「古都保存</u> 行政の理念の全国展開」を提言 ■ 文化財行政(文化庁)

文化審議会で「文化財と周辺環境 を一体として捉え、保存・活用する こと」を提言

社会資本整備審議会答申 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか(平成20年2月)

古都に限らず、優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在する ※京都市、奈良市、鎌倉市など政令で指定する10都市

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)

地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体が中心となった取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である。

歴史まちづくり法の概要



「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統 的建造物群保存地区等)と、一体となって 歴史的風致を形成する周辺市街地により 設定



(文部科学大臣、 農林水産大臣、 国土交通大臣)

認定歷史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条~第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条~第30条)

各事業による重点的な支援

〇補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

歴史まちづくり法の概要



「歴史的風致」とは(第1条)

- ①歴史上価値の高い建造物
- ②その周辺の市街地
- ③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動」

一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」を国が認定(第5条~第11条)



- ・ 市町村からの申請を受け、国としての基本方針に基づき、国(文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣)が 歴史的風致維持向上計画を認定
- ・計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載 ※重点区域は、核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、それと一体となって歴史的風致を形成 する周辺市街地により設定(第2条第2項)

歴史的風致形成建造物(第12条~第21条)

- 市町村が指定し、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
- ・申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

法令上の特例措置(権限委譲・規制緩和) (第22条~第30条)

- ・ 都道府県管理の都市公園における公園施設の維持等に関する権限委譲
- 電線共同溝整備道路に関する指定要件の緩和
- ・ 市街化調整区域内における開発行為の許可手続きの簡素化 等

歷史的風致維持向上地区計画

(第31条~第33条) 用途制限の特例により、歴史・伝統を活かした物品の販売や料理などを用途とする建築物等の立地を可能とする

歷史的風致維持向上支援法人

(第34条~第37条) 歴史的風致維持向上の取組の実施主体として 申請のあったNPO法人等を市町村が指定

重点的な支援

各種事業による支援(補助対象拡大・国費率嵩上げ)

○街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物の買取、移 設、修理・復原を補助対象に追加

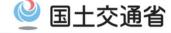
〇都市公園等事業

古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもの で歴史上価値が高いものを補助対象に追加

〇都市再生整備計画事業

交付率の上限を40%から45%へ嵩上げ、 土塁・堀跡の整備等を基幹事業に追加

景観及び歴史まちづくり施策の体系



景

観

法

【政策目的】

自治

体

住民

事業者に

よる

取

組

7

【政策項目】

【政策手段】

【支援施策】

【法制度】

歴

ま

ち 法

良好

な景観

計画策定

資源の調査・発掘

課題抽出•方針設定

合意形成

規制

税制

基盤整備

法律の運用指針 等

計画策定ガイドブック 等

自治体向け研修 等

事例集 等

法定協議会、景観協定 等

景観重要建造物、歴史的風致形 成建造物、景観計画区域、地区 計画 等

相続税、所得税の特例 等

社会資本整備総合交付金 等

景観改善推進事業 等

計画実現 のための

施策

<有形の資源> 建造物、まちなみ、 公共施設、水路等

く無形の資源> 祭礼、伝統工芸 等 ソフト事業

ガイドライン作成、人材育 成、広報活動、体験プログ ラム構築 等

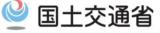
普及啓発

上記の取組を促進

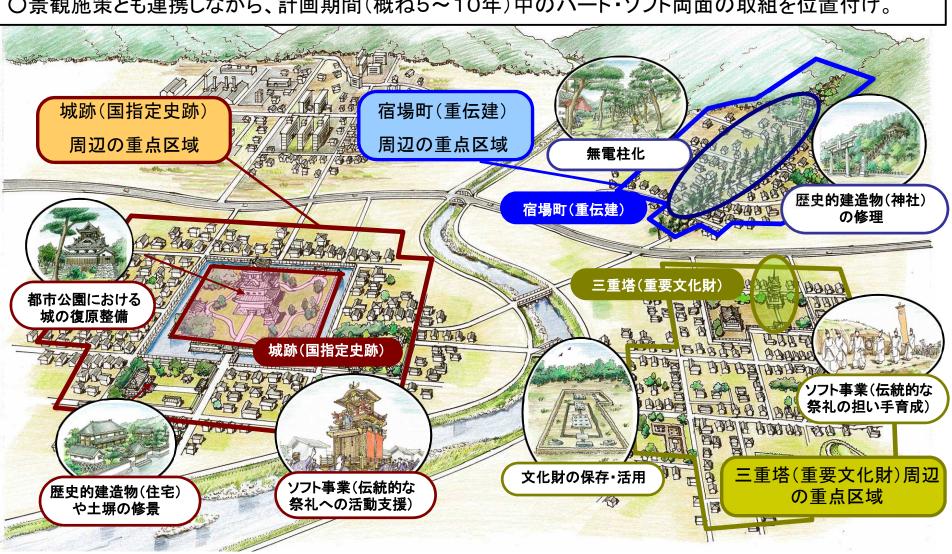
意識の向上 機運の醸成 サミット、シンポジウム、 扣当者会議、国交大研修 等

歴史 的資源を活か たまちづく

歴史まちづくり計画のイメージ



- 〇歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風 致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 〇景観施策とも連携しながら、計画期間(概ね5~10年)中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致維持向上計画の骨子



歴史的風致維持向上計画の構成(イメージ)

序 章	計画の目的・期間・推進体制			
第1章	自然的環境	社会的環境		文化財
第2章	維持及び向上すべき歴史的風致			
第3章	歴史的風致の 課題	上位計画等との 関係の整理		歴史的風致の維持及び向上 に関する方針
第4章	重点区域の位置及び	域の位置及び区域 良好な景観形成に資する施策との連携		
第5章	文化財の保存・活用			
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備・管理			
第7章	歴史的風致形成建造物の指定・管理			
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針			

序章・第1章 計画策定の背景と目的・風致形成の背景



序

計画策定の背景と目的

章

計画期間

計画の策定体制

計画策定の経緯

【背景と目的】

○都市の成り立ち



- 〇そのなかで形成されてきた歴史的風致
 - ↓ (歴史的建造物・活動)
- ○歴史的風致の保全・継承に係る諸問題
 - ↓ (人的•技術的•金銭的困難等)
- 〇それぞれの歴史的風致維持及び向上のために計画を策定

THE DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT

BRIGHT (SERVICE MERREL) DER WEIGHTEINE TYPE,
(I.S. BRIGHTEIN DER WEIGHTEIN WEIGHTEIN WEIGHTEIN WEIGHTEIN DER WEIGHTEIN WEIGHTEN WEIG

②うしてのなり登記は、金のでは、そのは、年齢は「口間中のなり立ちても、」というない他 おけてきた豊から世間の作業を分析的によって、世紀の北京重なでき、まて、最終し、各もに物味 助っな地域づくちゃとったっていく「歴史まちづくりを目的し、「内側における歴史的意思か を申しておした場合でもの様。似乎、「歴史まちづくりあ」という。」に基づき、「本業にも思うな 無機能力にお知して無能でも。

第

1 章 自然的環境

社会的環境

【自然的環境】

- 〇国内における位置
- 〇地形•地質•水質
- ○年間降水量等の

気象情報

※グラフや図絵を用いて記載



(例)和歌山市の地形図

【歴史的環境】

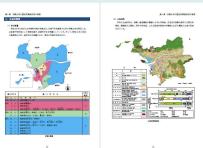
- 〇都市の歴史
- ○関わりのある歴史的人物

歴史的環境

文化財等の分布状況

【社会的環境】

- 〇土地利用
- 〇人口の推移
- ○交通機関
- 〇主要産業
- 〇観光資源等



(例)和歌山市

【文化財等の分布状況】

○国・都道府県・市町村における北京では

おける指定文化財

- 〇主な未指定文化財
- ○特産品、工芸品等

第2章-①「歴史的風致」とは



〇法律における定義(歴史まちづくり法第1条)

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」

歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及 び伝統を反映した「人々の活動」 =人々の営み



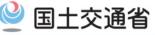
2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」





一体となって形成された良好な市街地の環境

第2章-2歴史的風致の設定事例



■生業に関する歴史的風致

旧東海道を挟んで建つ2軒の老舗が伝統製法 により製造する豆味噌の香りとともに、蔵造 りのまちなみ景観が、風情を漂わせています。 (愛知県岡崎市)





旧東海道の街並み

味噌蔵での石積み

■人々の生活に関する歴史的風致

富士山の伏流水が市内河川へ湧き、その川の 水を利用する人々の暮らしがカワバタでは営 まれ、年中行事の開催や交流の場としても賑 わいをみせています。(静岡県三島市)





川の中の散策路

灯籠流し

■顕彰活動に関する歴史的風致

不朽の防災教材とも言われる「稲むらの火」には、浜口梧陵による津波からの村民救出劇が描かれています。梧陵が築いた堤防などを舞台として、梧陵の顕彰活動や防災の重要性が継承されています。(和歌山県広川町)



梧陵が築いた広村堤防

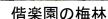


津浪祭で行われる避難訓練

■人々の娯楽に関する歴史的風致

藩主徳川斉昭により造園され、梅の名所として名高い偕楽園では、明治中期より観梅の催しが始められ、梅祭りとして市を代表する伝統行事となっています(茨城県水戸市)

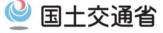






梅祭り

第2章-3歴史的風致の図示(静岡県掛川市)



○歴史的風致は、「人々の活動」が特定され、当該活動が行われる場としての「歴史上価値の高い建 造物及びその周辺の市街地」が必ずあることから、文章や写真で表すのみならず、図面に具体的 に落とし込むことが可能であり、また図面に落とすことがまちづくりとの連携上不可欠。

東名高速道路

報徳運動にみる歴史的風致

本市での報徳による活動は、倉真 に報徳社が創られた江戸時代末期 から始まった。

大日本報徳社大講堂で長年続け られている常会によって、報徳運動 は市内に広がり、現在のまちづくり につながっている。至誠・勤勞・勞 度・推譲の教えが市民に根付き、地 域のための活動により、良好な歴史 的風致が形成されている。



掛川城下の祭りにみる歴史的風致

掛川祭は、複数の神社の氏子が参加する 合同祭礼で、中でも籠尾神社、神朔宮、刹 神社の祭礼は、江戸時代から続いている。3 年に一度の大祭のときには、遺鮨の「かんか らまち」などの三大余興が登場する。

掛川城御殿などの城下町・宿場町の歴史 を伝える街並みと屋台、手踊り、獅子舞など が一体となって、良好な歴史的風致を形成し ている。



掛川城天守閣と瓦町の「かんからまち

横須賀城下の祭りにみる歴史的風致

横須賀城の城下町だった横須賀街道 には、由緒ある神社や風情ある建造物 が建ち並んでいる。

横須賀城主がこの地にもたらした江 戸の祭り文化は、江戸時代から連綿と 継承され、今日の主熊野神社大祭に至 る。横須賀街道と祭り好きの「ねりきち」 と呼ばれる人々によって、良好な歴史 的風致が形成されている。



掛川茶の生産にみる歴史的風致

本市は、国内屈指の茶産地として知ら れ、特に東山地区とその周辺では伝統 的な茶の牛産が伝えられている。

葉ヶ岳にある「茶文字」のシンボルのも と、丘陵地を利用した茶畑と明治期から 残る農家住宅がモザイク状に点在してい る。茶への感謝と、伝統的な農法が脈々 と受け継がれ、自然と共存した良好な歴 史的風致が形成されている。



事任八幡宮例大祭にみる歴史的風致

日坂・八坂地区には、事佳八幡宮のほか 旧東海道日坂宿の旅籠など、歴史を伝え る建造物が建ち並ぶ。

こうした中、江戸時代から事任八幡宮例 大祭が行われている。幹港で彩られた風情 ある街並みの中、絵巻に残る神輿渡御など の伝統的なしきたりが引き継がれ、この地 に良好な歴史的風致を形成している。



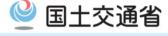
高天神城と周辺集落の祭りにみる歴史的風致

工芳・管地区には、高天神城跡と6つ の砦、城を守護する神社など、歴史的建 造物が残り、祭りを通して郷土の歴史と伝 統が伝えらえている。

春に高天神社例大祭、秋に小笠神社 の失頻繁と人競神社の祗蘭祭りが行われ 周辺集落の人々の活動によって良好な 歴史的風致が形成されている。



第3章-①歴史的風致の維持及び向上に関する方針の検討



○歴史的風致の維持及び向上に関する課題について、具体的な対応策を記載する。

課題

- 1.歴史的建造物とその周辺環境の維持に関する課題
 - 高齢化・人口減少により建造物の適正な維持管理が困難
 - 木造の伝統的建造物の集中により防災的支障
- 2) 伝統的文化の継承に関する課題
 - ・少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴う伝統行事への意識の低下
 - ・伝統的な文化、芸能の継承に係る金銭的負担の増大
- 3) 伝統的水利用の継承に関する課題
 - 伝統的水利用に取り組む組織の高齢化
 - ・ 水路等設備の老朽化
 - インフラの整備により伝統的水利用の継承に対する意識が希薄化
- 4) 観光客の増加と情報発信に関する課題
 - ・観光客の増加に伴う交通渋滞や防犯問題等
 - ・観光客用の駐車場が住宅地に増加し、町並みをスプロール化
- 5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する課題
 - ・近代的建造物への立て替えや取り壊し
 - ・主要道路沿いへの大小色彩様々な屋外広告物の掲出に伴 う、景観への阻害
 - 周辺山林の無規制による安易な開発への懸念

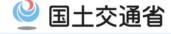
方針

岐阜県郡上市の例

- 1.歴史的建造物とその周辺環境の維持に関する課題
 - 建造物の文化財指定による保護と公開等による活用
 - 「郡上八幡市街地まちなみづくり町民協定」締結に伴う 修理修景行為への支援
 - ・ 空き家情報交換の場をつくり有効利用
- 2.伝統的文化の継承に関する課題
 - 郡上踊、大神楽等の情報収集を行い、文化的価値を再認識する
 - ・伝統的な衣装、道具類購入のための経費の支援
- 3. 伝統的水利用の継承に関する課題
 - ・現在の水路網や水施設に関する調査を進め記録の作成及び維持保全活動を進める
 - 景発のためのセミナーの開催
- 4) 観光客の増加と情報発信に関する課題
 - 市街地循環バスの利便性を高め、市街地交通の円滑化
 - 広告物は景観計画による誘導を図り、統一感あるものに
- 5) 町並みと周辺環境の景観形成に関する課題
 - 景観条例に基づく規制誘導の実施
- ・「郡上市屋外広告物条例」の制定により、市の景観に合った規制誘導を行う
- ・電線類の無電柱化、街路灯の整備

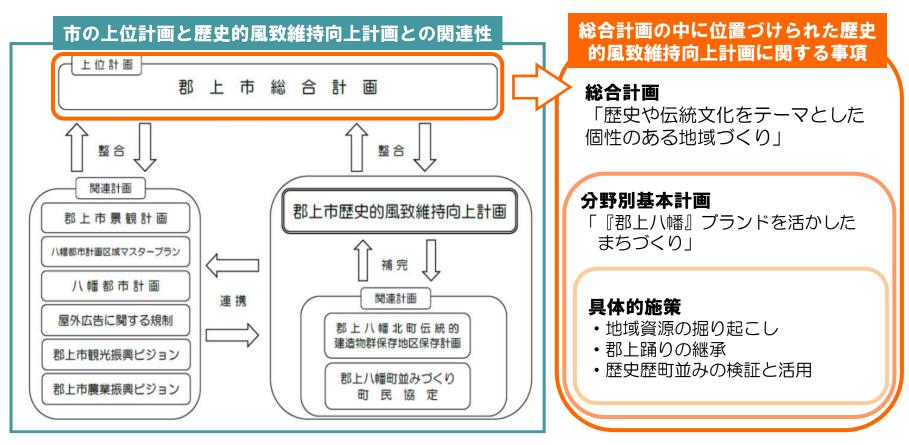


第3章-②歴史的風致の維持及び向上に関する方針の検討

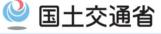


〇市町村総合計画、都市計画マスタープランなどの他の行政計画との整合がポイント。

岐阜県郡上市の例



既存の計画の中に「歴史的風致維持向上計画」が位置づけられ、他の計画と整合がとれており、 支障なく連携していることがわかる。



- 〇市町村が計画を作成するに当たり、重点区域は必ず設定する必要がある
- ○重点区域とは、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、法律上の要件がある。

重点区域の要件

- ○次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。
 - ・文化財保護法の規定により<u>重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された</u> 建造物の用に供される土地
 - 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地
- ○当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが 特に必要であると認められる土地の区域であること。

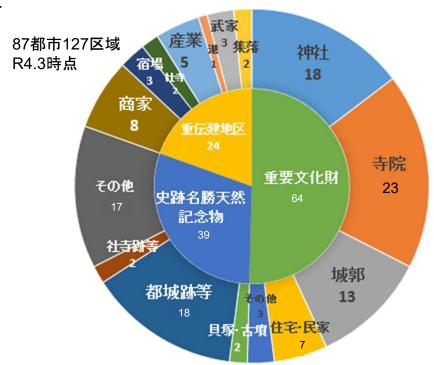
重点区域の核としての文化財



重要伝統的建造物群保存地区 (吹屋:高梁市)



特別史跡(太宰府跡:太宰府市)





重要文化財 (弘前城:弘前市)

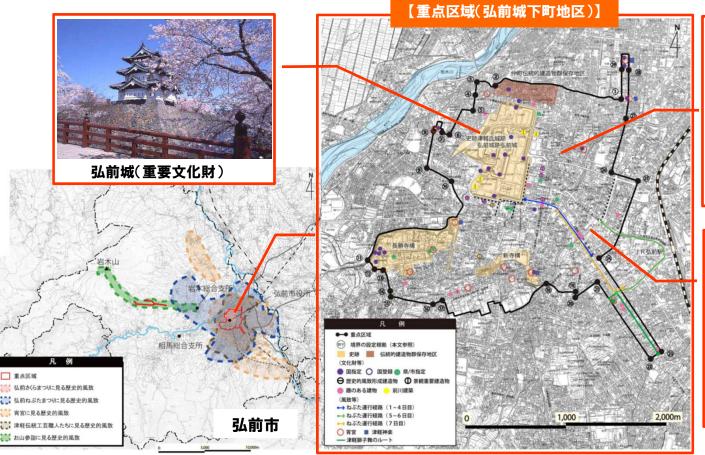


名勝(南湖公園:白河市)

第4章 重点区域の設定の例(1)(青森県弘前市)



- ○国指定の「弘前城跡」と国選定の「弘前市仲町伝統的建造物群保存地区」を中心に城下町の範囲 を基本に設定。
- ○この区域には、重要無形民俗文化財の「弘前のねぷた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催 される「弘前さくらまつり」、伝統工芸の作業場など人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前 の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集積している。
- 〇元禄11年(1698)の「弘前惣御絵図」において示されている、藩政時代の城下町の範囲を基礎 とし、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、わかりやすいように境界を設定した。



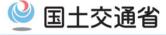


津軽伝統工芸 (作業場)



(運行ルート)

第4章 重点区域の設定の例②(佐賀県基山町)



- 〇基山と特別史跡基肄城跡を基点に、基山町の歴史的風致が重なり合う区域を設定。
- 〇この区域では、わかりやすく形を残した歴史的建造物がなかったが、建造物跡と、これまで継承されてきた地域の伝統行事など、面的に広がる風致を細かく拾いあげ、繋げることにより地理的にも歴史的にも広く設定されている。
- 〇町を南北に通る基山登山道から、東西に渡る大興善寺のつつじまつりといった歴史的風致の活動場所を繋ぎ合わせることにより、広域ななかでも重要な箇所を捉えて設定されている。



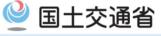
基山



登山の様子



第5章 文化財の保存・活用



〇市町村全体に関して文化財保護の方針を記載し、重点区域内に関して具体的な計画・事業を記載 する。

〇文化財の保存・活用の現況と今後の方針

「高山市歴史文化基本構想」に基づき 文化資源の保存と広域的な連携を図る

〇文化財の修理

伝建地区保存事業 高山祭屋台保存修理事業 等

〇文化財の保存活用施設

• 「飛騨高山まちの博物館」を拠点施設 として、郷土教育 • 伝統文化の継承 等

〇文化財の周辺環境保全

市の景観計画や市街地景観保存計画に基づき 指導及び助言を行う。

〇文化財の防災

・自主防災組織の機能強化、グループモニター型 火災報知器の設置や土蔵修理への助成

○文化財の保存活用の普及啓発

・次世代を担う子供たちへ、郷土教育を行い 文化財保存活用の普及啓発を行う

○埋蔵文化財文化財の取扱

・埋蔵文化財包蔵地における土木工事への届出 の徹底、開発に係る関係者と十分な協議を行う

○文化財の保存活用に関わる各種団体の状況

・文化財の保護活用に関わる団体の組織の維持と 活性化を図る

岐阜県高山市(2期計画)の例



高山祭屋台保存修理事業



伝建地区保存事業

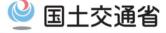


「子ども伝承部会」が実施した ご朱印めぐりの様子



伝建地区の自主防災組織による防火訓練

第6章-①歴史的風致維持向上施設の整備・管理



〇歴史的風致維持向上施設とは地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなどであり、整備又は管理とは、ハード整備に限らず、歴史的風致を形成する人々の活動自体を支援する事業など幅広く記載が可能である。



城の石垣修理・天守保存修理



道路の美装化・無電柱化



御車山展示用施設の建設



祭礼衣装整備等 祭礼復興事業



重要伝統的建造物群保存地区 保存修理・修景事業



灌漑用水石積改修工事



文化財説明板 • 町歩き案内板設置事業



地場・伝統産業活動支援

歴史的風致維持向上に寄与する公共施設等を幅広く位置づけることが可能

第6章-②歴史的風致維持向上施設の整備・管理(ハード事業学 国土交通省

○歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業として、歴史的風致そのものを形成する 施設の保存修理事業や、歴史的風致の維持及び向上に資する施設、歴史的風致を阻害する要因を 除外する施設を位置づけ、その事業により見込まれる効果を記載する。

水戸市【弘道館公園整備事業、水戸城大手門・二の丸角櫓復元整備事業】

- 弘道館公園は、国指定特別史跡「旧弘道館」の敷地に広がる都市公園で、歴史的風致形成の核と なっている。H28策定の『「旧弘道館」保存活用計画』に基づき整備を実施し、良好な環境の形成 を図ることで歴史的風致の向上を図る。
- 水戸城の大手門や角櫓を復元することで、明治時代以前の様子を復し、城下にふさわしい歴史まち づくりが可能となる。また展示機能を設け、歴史・文化への興味・関心を高める。















【弘道館周辺整備】

【大手門・二の丸角櫓復元整備】

第6章-③歴史的風致維持向上施設の整備・管理(ソフト事業学 国土交通省

○歴史的風致維持向上施設の整備・管理に係る事項として、歴史的風致形成建造物等の適切な保 存活用に向けた仕組みの検討・整備、伝統行事などの祭事の実施などのソフト事業を記載するこ とができる。

基山町【伝統芸能継承団体支援事業・民族芸能の担い手育成事業】

- 基山の伝統的民族芸能に対し、学識経験者の指導・助言に基づき、道具や衣装修理費を補助。
- ▶ 伝統的民族芸能を次世代へつなげるために、次世代を担う子供、若者たちに、多世代交流を促し、 芸能の意味や歴史を伝える活動や、演舞の所作を教える育成事業に対して支援を行う。

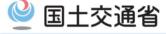








第7章、第8章 歷史的風致形成建造物



- 〇市町村は、歴史的風致維持向上計画に記載した指定方針に基づき、歴史的風致の維持向上の ために保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定できる。
- ○歴史的風致形成建造物に指定されると、建造物の所有者に管理義務や増築等に関する届出義務が生じるが、所有者は管理・修理に関して文化庁の技術的指導を求めることができる。
- ■指定実績(令和3年10月末現在)

771件を指定

町家などの歴史的建築物だけではなく、庭園や水路・石垣等の土木施設にも幅広く活用



佐々木邸(京都市)



大谷忠吉本店(白陽酒造)建造物群(白河市)金沢城惣構跡西内惣構跡(金沢市)



津山城宮川門跡石垣(津山市)

■歴史的風致形成建造物制度を活用した取組事例 指定建造物の修理・修景・復元のほか、東日本大震災の被災建造物の復旧にも活用









街なみ環境整備事業を活用した塀の復元整備への助成(京都市)

街なみ環境整備事業を活用した歴史的形成建造物の修理への助成(白河市)

歴史まちづくりの推進体制 ①庁内組織体制の強化

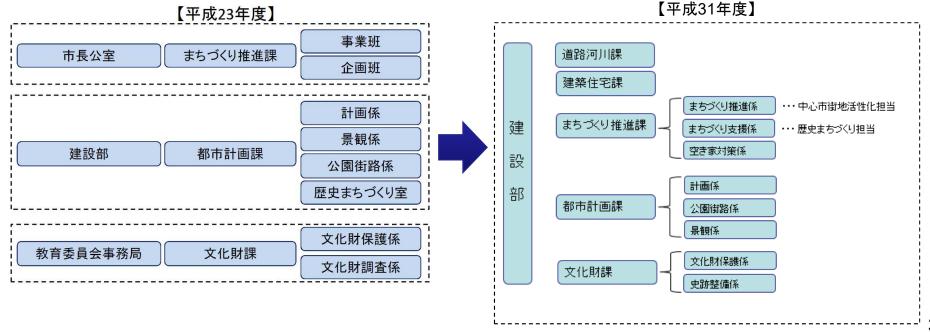


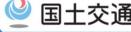
〇福島県白河市では、平成24年より歴史まちづくりへの取り組みを 意識した組織編成を行い、平成29年からは建設部直轄でまちづくり (歴史まちづくり・ 中心市街地 活性化・ 空き家対策)、都市計画、 文化財各部門の連携による、足元の資源を活かしたまちづくりを 推進するための体制強化が図られている。



Oさらに、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を 組織し、円滑かつ効率的に事業を推進できるような体制を整えている。

广内推進本部会議 (平成31年2月22日開催)





- 〇市町村は、歴史的風致の維持向上について専門的知識や実績等を有するNPO法人等を、その申請により、歴史的風致維持向上支援法人として指定することができる。
- 〇歴史的風致維持向上支援法人に指定されると、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理、歴史的風致形成建造物の所有者に対する助言等の援助、歴史的風致維持向上協議会への参画等が可能となり、民間活力を活用した歴史的風致の維持向上を図ることができる。
- ■指定実績(令和4年5月末現在)
 8市町15法人を指定
 白河市、栃木市、川越市、和歌山市(2)、萩市、太宰府市(3)、基山町(2)、熊本市(4)
- ■歴史的風致維持向上(萩市) 特定非営利活動法人萩まちじゅう博物館を指定し(H21.4.1)、萩博物館の館内ガイド、 萩ものしり博士・こどもものしり博士検定、歴史的建造物の修理等、様々な取組を推進。



萩博物館での館内ガイド



萩ものしり博士・こどもものしり博士検定



ワンコイントラストで修理が実現した 井上勝邸旧門

歴史まちづくりの推進体制

③法定協議会



- ○市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成・変更に関する協議、実施に係る連絡調整を行う ための協議会を組織できる。
- 〇協議会は、歴史的風致維持向上施設の整備事業等の実施主体、歴史的風致維持向上支援法人、 都道府県、重要文化財建造物の所有者、学識経験者等から組織される。
- 〇現在、全ての認定都市で協議会が組織され、少なくとも年1回は会議が開催され、計画の進捗 状況や効果、今後の対応方針等に関する議論がなされ、計画の実施等に反映されている。

■法定協議会の事例(滋賀県彦根市)

<u>学識経験者</u>

滋賀大学名誉教授(会長)

岐阜女子大学名誉教授(副会長)

関係団体

彦根商工会議所

彦根商店街連盟

公益社団法人彦根観光協会

NPO法人彦根景観フォーラム

NPO法人五環生活

地域自治会

城東学区自治連合会

城西学区連合自治会

佐和山学区自治連絡協議会

行政機関

滋賀県土木交通部

滋賀県教育委員会

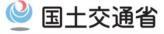
滋賀県湖東土木事務所

彦根市

法定協議会のメンバー(H30.2時点)

- ・河原町芹町地区は、彦根市で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのだから、積極的に活用する必要がある。
- ・立花船町線船町交差点周辺修景水路整備事業の周辺で確認された遺構について、活用するとなっているが、街路整備のため埋め戻しだけでなく、見える化による活用も考える必要がある。
- ・七曲がりにおける「まちづくり計画策定」について、住民の盛り上がりは、まだ小さいが、これから進めていくに際しては、市とのかかわりを求める。
- ・七曲がりや芹橋二丁目自治会のように範囲の広いところで、住 民の意見を集約するには相当時間を要するものである。例えば、 自治会内の一部を整備してモデル地区を作り、それを住民に見て もらい、気運を盛り上げていくのが実現に向けた最も確実な方法 である。

進行管理・評価制度



○歴史的風致維持向上計画認定都市に対して、以下の観点から、進捗評価、中間評価・最終評価からなる進行管理・評価制度を導入。

<進捗評価> 毎年度実施

- ①施策・事業の進捗状況(アウトプット)の評価 【自己評価】
 - 組織体制、景観形成施策、整備及び管理事業、文化財の保存活用、効果・影響等

<中間/最終評価> 中間年度及び最終年度に実施

- ②計画の達成状況(アウトカム)の評価 【自己評価】
 - •方針の達成状況、計画の波及効果、歴史的風致の維持 向上の状況について評価
- ③事業の質の評価 【外部評価】
 - ・歴史・文化、景観等の観点から適切な整備かなど、質について外部有識者等による評価



最終評価(波及効果別シート)

(様式3)

市町村名	高山市	評価対象年度	H20~H29年
効果	i 外国人観光客の増加		
① 効果の概要			
外国人観光?	客数が10年間で約3倍に増加		

② 関連する取り組み・計画

	他の計画・制度	連携の位置づけ	年度
1	中心市街地活性化基本計画	あり	H27~31
2	高山市海外戦略	なし	H27~31
3	歴史的風致活用国際観光整備計画	あり	H27∼29
_			

多言語観光パンフレット・ホームページ等の充実やフェイスブックをはじめとするSNSの活用などによる情報発信の充実、トップセールスや海外旅行博への出展、外国人観光客向け公衆無線LANサービスの提供や案内表示の多言語化、通訳ガイドの育成・確保、昇龍道や北陸・飛騨・信州3つ星街道等の広域的な連携による周遊ルートの形成など、海外からの誘客促進や受入体制の充実を図った。

③ 効果発現の経緯と成果

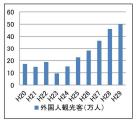
現在、観光ホームページは12言語、観光パンフレットは10言語で作成しており、これらの宣伝媒体を活用した情報発信や、積極的なトップセールス、海外旅行博への出展、広域的な周遊ルートの活用など、様々な誘客 活動において、本市固有の歴史文化の魅力を海外にPRした。

多言語併記の誘導案内板や文化財等説明板の整備・ 改善、市街地における外国人観光客向け無料公衆無線 LANサービスの提供、中心市街地特例通配案内土の育 成、医療従事者の多言語対応や災害時・緊急時等にお ける外国人観光客の安全確保の強化など、受入体制の 充実により、外国人観光客が安心してまち歩きを楽しめ る環境を整えた。

外国人観光客数(宿泊者ベース)は、東日本大震災の影響により一旦落ち込んだものの、誘客活動や受入体制の整備により年々回復し、平成29年には過去最高の約50万人を記録するなど、外国人観光客の大幅な増加が図られた。

④ 自己評価

積極的な誘客活動や受入体制の充実により、外国人 観光客が大幅に増加した。一方、多様化する外国人観 光客のニーズに応えられるよう、受入体制を更に強化し ていく必要がある。





多言語対応のまち歩きマッブ

⑤ 今後の対応

引き続き様々な誘客活動において、本市固有の歴史文化の魅力を海外にPRするとともに、外国 人旅行者に対し、地域の歴史文化の成り立ちや魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成確保 を図る。

最終評価シート抜粋(岐阜県高山市)

歷史的風致維持向上地区計画制度



- 〇歴史的風致維持向上地区計画制度とは、地域の歴史及び伝統を活かした物品の販売や料理の 提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりそ の立地を可能とするものである。
- ■実績(令和3年10月末現在) <u>2地区(白河市、太宰府市)</u>
- ■歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定
- ・土地利用の基本方針を定め、下記項目を設定
 - ①地域の歴史的風致にふさわしい用途 、規模
 - ②形態意匠に関する事項
 - ③上記の建築物の建築を認める区域
- 用途地域による制限にかかわらず、①~③を満たす建築物の建築が可能となる。



歴史的風致維持向上地区計画の活用イメージ

事例 (福岡県太宰府市)

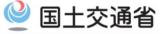
・国特別史跡 太宰府政庁跡前面の道路沿いの用途規制を緩和し、住宅及び店舗付き住宅のみ 認められていた地区において、喫茶店や飲食店の専用店舗を立地可能とした。



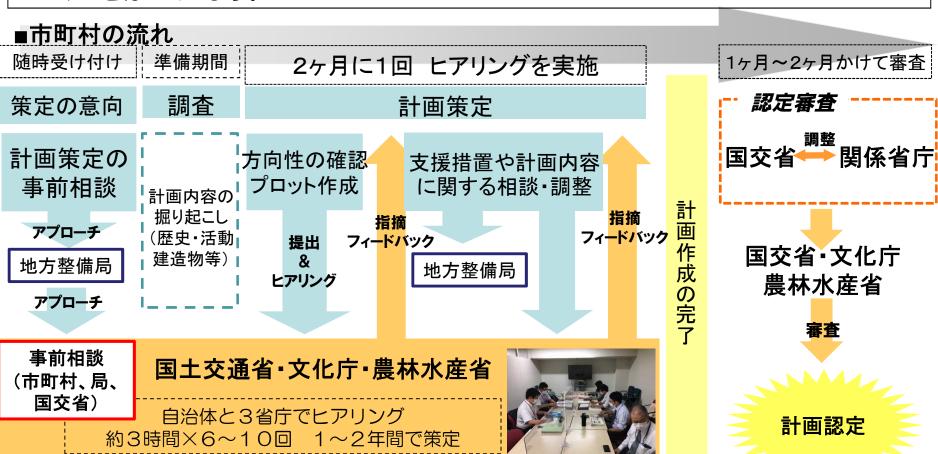
政庁通り



歴史的風致維持向上計画の認定の流れ



○歴まち計画の認定においては、計画策定の過程で国土交通省・文化庁・農林水産省の3省庁 によるヒアリングを実施し、自治体からの相談に対する助言や、計画策定に係る様々なアド バイスを行っています。



認定された計画においては重点的な支援措置が利用可能になります

3. 歴史的風致維持向上計画 認定都市への支援措置

歴史まちづくりに関する主な支援措置



社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

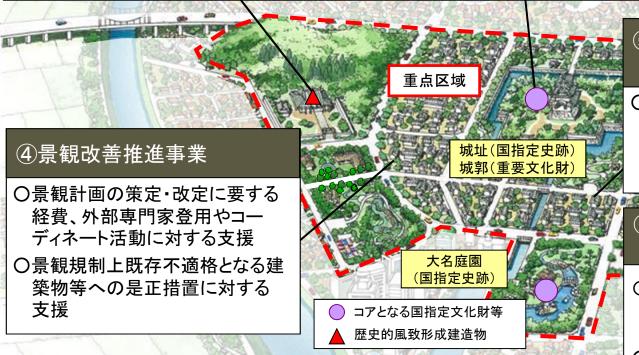
- 〇公共施設の整備や修景施設の整備、 電線の地中化等、良好な街なみの 維持・再生を支援
- ○<u>歴史的風致形成建造物の買取、移</u> <u>設、修理・復原も補助対象</u>

②都市公園事業

- 〇地域活性化の核となる貴重な歴史 的資産の保存・活用に資する都市 公園の整備を支援
- ○<u>古墳、城跡等の遺跡やこれらを復</u> 原したもので歴史上価値が高いも のも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 〇地域の歴史・文化等の特性を活 かした個性あふれるまちづくりを 総合的に支援
- ○交付率の上限を40%→45%へ 嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象



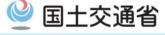
⑤歴史的観光資源高質化 支援事業

○歴史的なまちなみを阻害する建築 物・空地等の美装化・緑化、除却及 び伝統的な意匠形態を有する新築建 築物の外観修景が補助対象

⑥Living History(生きた歴史 体感プログラム)事業

- 〇文化財に新たな付加価値を付与し、 より魅力的なものとするための取組 を支援
- 〇補助率5%加算

①社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)による支援



- 〇住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備 等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。
- 〇歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、 復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))

※10年以上の一般公開を行うことが条件となる。

広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵を歴史的風致形成建造物に指定し、 保存修理を実施した。

※酒蔵は竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区(重伝建)に隣接



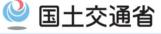




修理前

修理後

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援



- 〇地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる 貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。
- 〇歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを 復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加(国費率:1/2)

石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。また、令和2年7月に黒い海鼠漆喰が特徴の鼠多門・鼠多門橋が復原整備された。

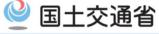




金沢城公園

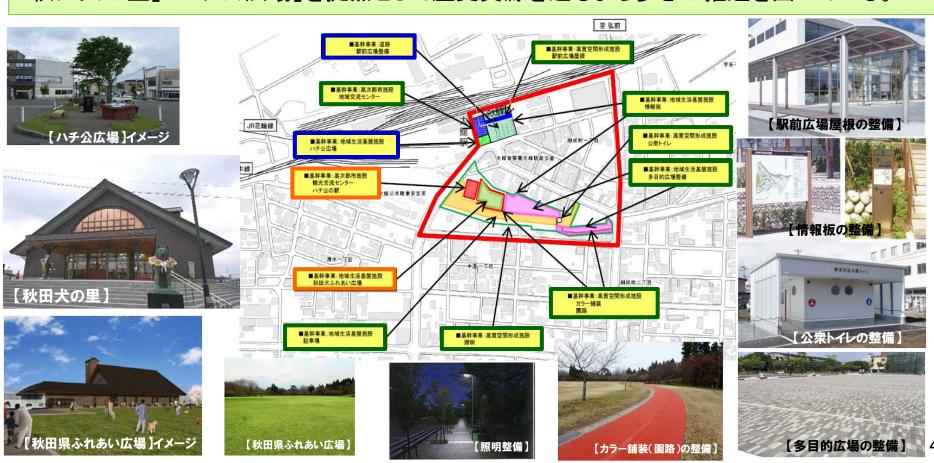
令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援



- ○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 〇歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀 跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

秋田県大館市においては、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きの推進を図っている。



4景観改善推進事業による支援



- 〇地域住民がそのまちに誇りや愛着を持てる住みよい環境を整備するとともに、多数の観光客が来訪するような魅力あるまちづくりを推進するためには、歴史的な街並みや自然景観など、地域の個性や特性を活かした「地域の顔」となる景観形成を図ることが重要。
- ○地域に合った景観計画の策定や、具体の景観改善を支援することにより、魅力ある景観 が各地で形成され、観光振興や地域活性化に資する。

支援内容

【対象事業】

- (1)景観計画策定・改定に要する経費
- (2)景観計画策定・改定にあたっての外部専門 家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等へ の是正措置に要する経費

【補助率】

上記(1)、(2)

事業主体がa. に該当する場合 1/2 事業主体がb. に該当する場合 1/3

上記(3)

事業主体がa.及びb.に該当する場合 1/3

【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

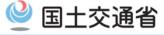
- a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体 的取組を公表している市区町村
- b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く) ※景観に関連のある計画等
 - 古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
 - ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 - ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
 - ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
 - 棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画





景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え(イメージ)

5歴史的観光資源高質化支援事業による支援



○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な 意匠形態を有する新築建築物の外観修景を実施し、観光の核となる歴史的建造物 を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇補助内容

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却、伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景

◇補助事業者 : 地方公共団体、観光地域づくり

法人、民間事業者等

◇補助率 : 1/3

※観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画 認定都市において実施されるものが対象





歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化





歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却(イメージ)】

⑥Living History(生きた歴史体感プログラム)事業



- 〇文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(LivingHistory) を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出する。
- 〇訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で 魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成など を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

支援内容

- ◇補助内容
- ①Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業 文化財建造物や史跡等を訪れた人が、歴史的背景に基づいて往時を体験・ 体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組を支援
- ②観光拠点整備事業

日本遺産、世界文化遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツ作成などを支援

- ◇補助事業者 : 地方公共団体、協議会、所有者等
- ◇補助率 : 1/2 (条件に応じ2/3を上限)
 - ※歴史的風致維持向上計画認定都市は補助率5%加算
 - ※観光庁が指定する特定観光地等において実施されるもの

事業の詳細はこちら ◎(文化庁HP)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/index.html





絵図に基づいた大名行列

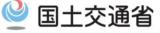


梅花の宴再現



建造物の美観向上

歴史まちづくり関連税制



○歴史的風致を維持向上し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

所得税•法人税等

・歴まち計画に定められた重点区域におけるポケットパーク、水路等の公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、譲渡所得等について1,500万円控除



相続税

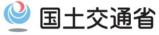
・歴史的風致形成建造物である 家屋及びその敷地について、 3割評価減

イメージ





法令上の特例措置(権限委譲・規制緩和等)

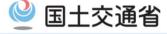


権限委譲

- 〇法に基づく事務や権限等を、認定都市や歴史的風致維持向上支援法人に委譲するもの
 - ・土地改良施設である農業用用排水路の管理 【都道府県→歴史的風致維持向上支援法人】
 - ・文化財保護法に係る一部の事務【国(文化庁)→認定都市】
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する都道府県管理の都市公園の管理【都道府県→認定都市】
 - ・特別緑地保全地区における行為制限に関する事務【都道府県→認定都市】
 - ・屋外広告物法に基づく条例の制定【都道府県→認定都市】

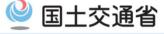
規制緩和等

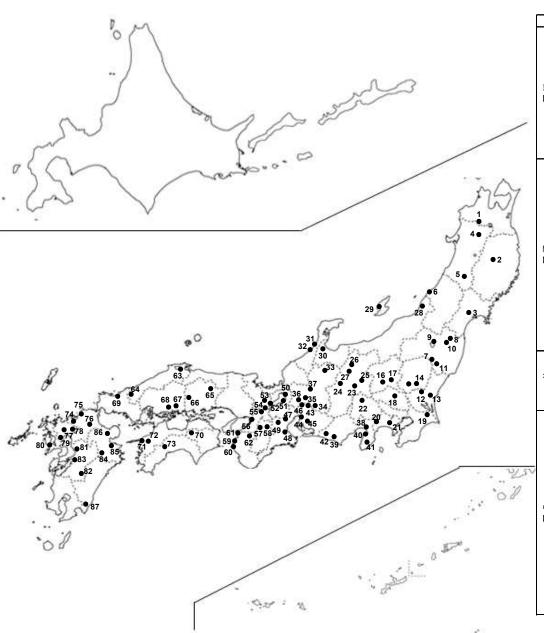
- ○計画に基づく取組の推進を図るため、法律上の特例措置を講じるもの
 - ・農業用用排水施設の存する農用地区内における開発行為について、歴史的風致の維持・向上に著しい支障を及ぼす場合には不許可処分。
 - 計画に位置付けられた路外駐車場を駐車場整備計画に位置付けるとともに、駐車場整備計画 に都市公園内の地下駐車場整備に関する事業計画を定める場合、公園管理者の同意を得るこ とを義務づけ、当該駐車場については都市公園の地下占用を許可
 - 計画に無電柱化が必要と記載された道路を、電線共同溝を整備すべき道路として指定可能。
 - ・歴史的風致の維持向上に寄与する建築物の復原を目的とする市街化調整区域における開発行 為について、許可申請に必要な手続きを簡素化



4. 歴史まちづくりの取組状況と効果

歴史的風致維持向上計画認定状況(R4年3月末時点)





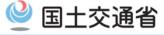
[] ti	都市数	都道府県	市町村名	認定日	
12.0.	1	青森県	弘前市*	H22.2.4	
	2	岩手県	盛岡市	H30.11.13	
	3	宮城県	多賀城市*	H23.12.6	
	4		大館市	H29.3.17	
	5	秋田県	横手市	H30.7.11	
東北	6	山形県	鶴岡市	H25.11.22	
[11]	7		白河市*	H23.2.23	近
	8		国見町	H27.2.23	[1:
	9	福島県	磐梯町	H28.1.25	
	10		桑折町	H28.3.28	
	11		棚倉町	R2.6.24	
	12	#448	桜川市*	H21.3.11	
	13	茨城県	水戸市*	H22.2.4	
	14	454.0	下野市	H31.3.26	
	15	栃木県	栃木市	H31.3.26	
	16	発用 目	甘楽町*	H22.3.30	
	17	群馬県	桐生市	H30.1.23	中
	18	埼玉県	川越市*	H23.6.8	[7
関東	19	千葉県	香取市	H31.3.26	
[16]	20	神奈川県	小田原市*	H23.6.8	
	21	仲宗川宗	鎌倉市	H28.1.25	
	22	山梨県	甲州市	H29.3.17	四
	23		下諏訪町	H21.3.11	[4
	24		松本市*	H23.6.8	
	25	長野県	東御市	H24.6.6	
	26		長野市	H25.4.11	
	27		千曲市	H28.5.19	
	28	新潟県	村上市	H28.10.3	
北陸	29	机阀爪	佐渡市	R2.3.24	
(5)	30	富山県	高岡市*	H23.6.8	
101	31	石川県	金沢市*	H21.1.19	九
	32	чиж	加賀市	R3.3.23	[14
	33		高山市*	H21.1.19	
	34		恵那市*	H23.2.23	
	35	岐阜県	美濃市*	H24.3.5	
	36		岐阜市	H25.4.11	
	37		郡上市	H26.2.14	
	38		三島市	H28.10.3	
	39		掛川市	H30.1.23	
中部	40	静岡県	伊豆の国市	H30.7.11	
[17]	41		下田市	H30.11.13	
	42		浜松市	R4.3.25	-
	43		犬山市*	H21.3.11	
	44	愛知県	名古屋市	H26.2.14	
	45		岡崎市	H28.5.19	-
	46		津島市	R2.3.24	
	47		亀山市*	H21.1.19	
	48	三重県	明和町*	H24.6.6	
	49		伊賀市	H28.5.19	

【】は 都	都市数	都道府県	市町村名	認定日
	50		彦根市*	H21.1.19
	51	滋賀県	長浜市*	H22.2.4
	52	,	大津市	R3.3.23
	53		京都市*	H21.11.19
	54	京都府	宇治市	H24.3.5
·r «I«	55	,	向日市	H27.2.23
近畿 【13】	56	大阪府	堺市	H25.11.22
[13]	57	奈良県	斑鳩町	H26.2.14
	58	宗艮乐	奈良市	H27.2.23
	59		湯浅町	H28.3.28
	60	≠n = ⊟	広川町	H28.10.3
	61	和歌山県	和歌山市	H30.3.26
	62		高野町	H31.1.24
	63	÷ 10 II	松江市*	H23.2.23
	64	島根県	津和野町	H25.4.11
	65	m.i.ie	津山市*	H21.7.22
中国	66	岡山県	高梁市*	H22.11.22
[7]	67		尾道市*	H24.6.6
	68	広島県	竹原市	H24.6.6
	69	山口県	萩市*	H21.1.19
	70	徳島県	三好市*	H22.11.22
四国	71	W 15.19	大洲市*	H24.3.5
[4]	72	愛媛県	内子町	R1.6.12
	73	高知県	佐川町*	H21.3.11
	74		太宰府市	H22.11.22
	75	福岡県	添田町	H26.6.23
	76		宗像市	H30.3.26
	77		佐賀市*	H24.3.5
	78	佐賀県	基山町	H31.1.24
	79		鹿島市	H31.3.26
九州	80	長崎県	長崎市	R2.3.24
[14]	81		山鹿市*	H21.3.11
	82	熊本県	湯前町	H29.3.17
	83		熊本市	R2.6.24
	84		竹田市	H26.6.23
	85	大分県	大分市	R1.6.12
	86		杵築市	R3.3.23
	87	宮崎県	日南市	H25.11.22

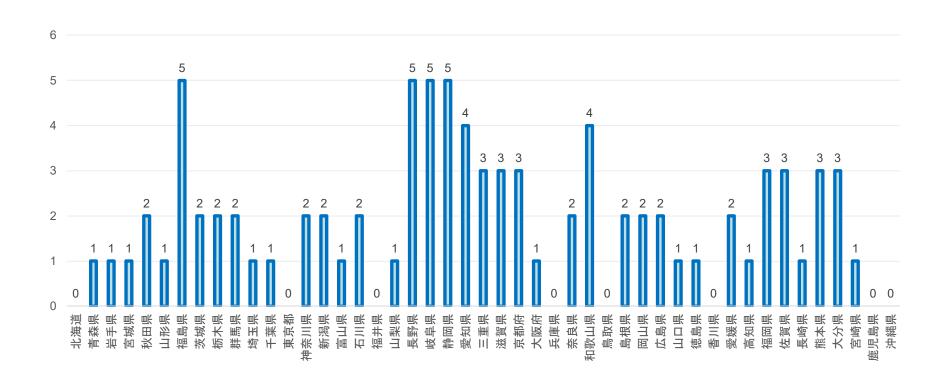
合計 87都市(39府県)

*うち2期計画認定済 30都市

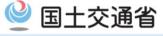
歷史的風致維持向上計画認定状況(R4年3月末時点)



- 〇令和4年3月末時点の歴史的風致維持向上計画認定都市数は87都市であり、 毎年平均6都市程度を認定している。
- ○認定都市数は地域ごと、地方ごとにバラツキがみられる。



歴史的風致維持向上計画認定式の様子(R4.6.1 認定式)

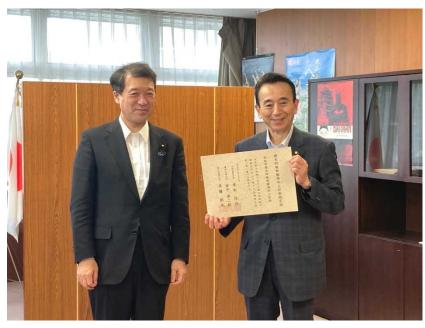


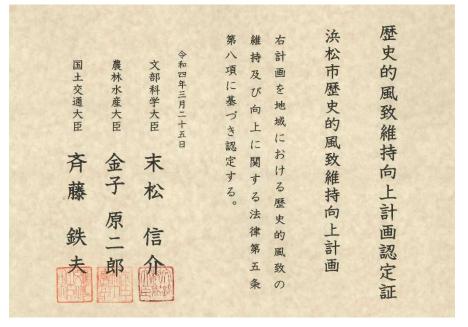
泉田政務官が歴史まちづくり計画の認定証を浜松市に交付

令和4年6月1日、静岡県浜松市の歴史まちづくり計画の認定式を開催しました。

認定式では、泉田政務官から主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)連名の認定証を市長に交付しました。

交付後の歓談において、泉田政務官は「計画に基づく取組今後は計画に基づく取組とともに、認定都市間における交流も深めながら、歴史まちづくりを推進していただけることと期待しております。」と述べました。

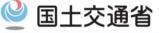




認定式の様子

認定証

歴史的風致維持向上計画認定都市の成り立ち



寺社や城下町が半数以上を占めるが、多様な成り立ちの都市が認定を受けている

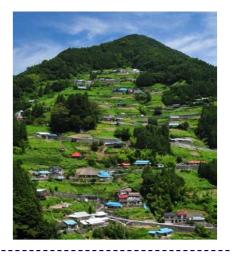
宿場町(東御市など)



城郭(彦根市など)



農林漁業集落(三好市など)



湊町・川湊町(尾道市など)



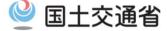
在郷町・産業都市(竹原市など)



寺社(長野市など)



歴史まちづくり計画の認定効果 [事例:岐阜県高山市]



○歴史的風致は、我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、 我が国の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持っている。

■事例:高山祭の屋台行事にみる歴史的風致(岐阜県高山市)

維持向上すべき歴史的風致

高山祭は江戸時代から続く 祭礼行事であり、屋台を守り 続ける屋台組の人々の強い 思いと誇りによって執り行われ、旧城下町を絢爛豪華な 屋台が曳かれる。





歴史的風致の維持向上の取組



土蔵を活用した歴史・美術展示施設、空家等を活用した伝統文化の体験交流施設を整備。



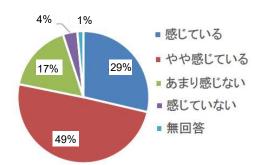
地域内外から支援者を募って 伝統行事等の人材を確保する 仕組みの構築を図る。

1. 外国人観光客の増加



外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約61万人(令和元年)に増加。

2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成



市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

3. 固有の伝統文化の保存・継承

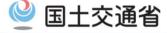


屋台保存会において小学 生による「神楽舞」の復活 に取り組み、平成24年の 春祭りで50年ぶりに披露



祭りの歴史や文化を伝えるため、平成27年の 秋祭りで小学生が屋台 に乗る体験を初実施

歴史まちづくり計画の認定効果 [事例:富山県高岡市]



- 〇高岡市では、「歴史と文化をたのしむまち」を目指し、官民それぞれによる取組を実施。
- 〇民間(地域住民)では、機運の高まりによって、地域行事(獅子舞)の復活、「景観づくり住民協定」 の締結、住民主体のまちあるきやワークショップを実施。

勝興寺と寺内町に見る歴史的風致

浄土真宗本願寺派の古刹である 勝興寺(重要文化財)では、かつ ては舟運による経済活動を通じ て、一種の領主的な役割を果たし ていたことから、宗教行事のみな らず地域行事も執り行われ、又、 その周囲に立ち並ぶ小寺・役寺や 町家等により、独自の寺内町が形 成されている。



勝興寺本堂

歴史的風致維持向上の取組





旧参道を中心とした道路修景整備を行うため、基本計画 作成にあたり地元住民の意見を参考にするべく、まち歩き やワークショップを開催

【景観づくり住民協定の締結】

歴史都市の住民である誇りを再認識

歴史的まちづくりへの関心の高まり

まちづくり協議会の立ち上げ

住民の団結・連携

町内会や賛同する個人・団体・企業を中心に構成

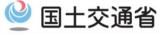
自治体との連携・制度策定

景観づくり住民協定

建築物の整備基準を定め、勝興寺の寺内町として、風情漂う落ち着いたまちに相応しい町並み景観づくりに進め「勝興寺に通じる参道として歩いて楽しいまち」を実現することを目的に協定締結



歴史まちづくり計画の認定効果 [事例:茨城県桜川市]



- 〇桜川市は平成21年3月に歴史的風致維持向上計画の認定を受け、平成22年6月には真壁地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定。
- 〇平成23年3月の東日本大震災により大きな被害を受け、歴史まちづくり法に基づく支援制度など を活用し、震災からの復旧・復興を図り、歴史的建造物の滅失を最小限にとどめた。

重要伝統的建造物群保存地区





戦国時代末期の真壁氏時代に形づくられ、江戸時代初期の浅野氏時代に完成した真壁の町割り

建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定 (H28.4.1施行)

建築基準法第85条の3に基づき、条例制定



伝統的建造物群を構成している建築物等の増改築等を行う場合、一定の要件の下、当該伝統的建造物の屋根等の位置が、従前の位置から超えなければよい(道路へ突き出してもよい)こととした。

震災からの復旧・復興



歴史的風致 形成建造物 に指定





震災後、約30棟を新たに歴史的風致形成建造物に指定し、 復旧事業等を実施

国登録有形文化財の数

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
登録数	104	104	104	104	102	99
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
99	99	99	99	102	102	102

効果

伝統的建造物の意匠等の保存を図り、歴史的風致の維持が図られている。

効果

滅失が最小限に抑えられている。



- ○歴史まちづくりに取り組む認定都市において、その多くが無電柱化事業を計画に位置づけており、 側溝整備や道路美装化などと組み合わせ、歴史的なまちなみ景観の高質化が図られている。
- ○無電柱化は高質空間の形成だけでなく、地震・台風といった災害発生時にも効果的であることから、 各認定都市においては積極的に取組を進めていただきたい。

歴史的風致維持向上計画に位置付けられた無電柱化事例





仲町伝統的建造物群保存地区内の無電柱化&消雪側溝整備(青森県弘前市)





善光寺参道の無電柱化&美装化(長野県長野市)





上京小川歴史的景観保全地区の無電柱化&美装化(京都府京都市)





飫肥城大手門から城下町に延びる街路の無電柱化(宮崎県日南市)

歴史的風致維持向上計画の認定意向のある市町村 (R4.10月現在)



認定意向あり48市町村

斜 体:協議中13市町

字:認定意向あり35市町村(事前相談中除く)

認定済み87市町(39府県)

【北海道】2市町 北海道 小樽市 北海道 別海町

【東北】8市町 青森県 弘前市

岩手県 盛岡市 岩手県 一戸町

宮城県 多賀城市 秋田県 大館市

秋田県 横手市

秋田県

仙北市 山形県 鶴岡市

新庄市 • 山形県

福島県 白河市 福島県 国見町

磐梯町 福島県

福島県 桑折町

福島県 棚倉町

会津若松市 ・福島県

福島県 喜多方市

福島県 下郷町

福島県 柳津町

福島県 会津美里町 【関東】9市

桜川市 茨城県 茨城県 水戸市 茨城県 土浦市 栃木県 栃木市 栃木県 下野市

小山市 栃木県 足利市 栃木県 群馬県 甘楽町

桐生市 群馬県

前橋市 • 群馬県 埼玉県 川越市 埼玉県 熊谷市

千葉県 香取市 千葉県 野田市

神奈川県 小田原市 神奈川県 鎌倉市

横浜市 神奈川県

甲州市 山梨県 長野県 下諏訪町

長野県 松本市 東御市

長野県 長野県 長野市

千曲市 長野県

諏訪市

• 長野県 上田市 塩尻市 長野県

長野県

【北陸】1市

新潟県 村上市 新潟県 佐渡市 富山県 高岡市

石川県 金沢市 石川県 加賀市

輪島市 石川県

【中部】7市町

岐阜県 高山市 岐阜県 恵那市

岐阜県 美濃市 岐阜県 岐阜市

岐阜県 郡上市

静岡県 三島市 静岡県 掛川市

静岡県 伊豆の国市

静岡県 下田市

静岡市 静岡県

静岡県 浜松市 愛知県 犬山市

愛知県 名古屋市

愛知県 岡崎市 愛知県 津島市

愛知県 西尾市

蒲郡市 愛知県 新城市

愛知県 愛西市 愛知県

愛知県 豊山町 大治町 愛知県

三重県 亀山市

明和町 三重県 三重県 伊賀市

【近畿】4市

福井県 坂井市

滋賀県 彦根市 長浜市 滋賀県

滋賀県 大津市

京都市 京都府 宇治市

京都府 向日市 京都府

大阪府 堺市

大阪府 高槻市 奈良県 斑鳩町

奈良市 奈良県

奈良県 宇陀市 奈良県 大和郡山市

和歌山県 湯浅町

和歌山県 広川町

和歌山県 和歌山市

和歌山県 高野町

【中国】3市 島根県 松江市

島根県 津和野町

島根県 益田市 岡山県 津山市

岡山県 高梁市

広島県 尾道市

広島県 竹原市

広島県 廿日市市 山口県 岩国市

山口県 萩市

【沖縄】 2村 沖縄県 北中城村

沖縄県

中城村

【四国】なし 徳島県 三好市 愛媛県 大洲市 愛媛県 内子町

高知県 佐川町

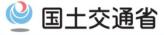
【九州】11市町 福岡県 太宰府市 福岡県 添田町 宗像市 福岡県 福岡県 久留米市 佐賀県 佐賀市 佐賀県 基山町 佐賀県 鹿島市 佐賀県 多久市 佐賀県 嬉野市 佐賀県 大町町 長崎県 長崎市 長崎県 島原市 熊本県 山鹿市 熊本県 湯前町 能本市 能本県 大分県 竹田市 大分県 大分市 大分県 杵築市 大分県 宇佐市 宮崎県 日南市 宮崎県 えびの市 鹿児島県 垂水市 鹿児島県 志布志市

鹿児島県

鹿児島県 喜界町

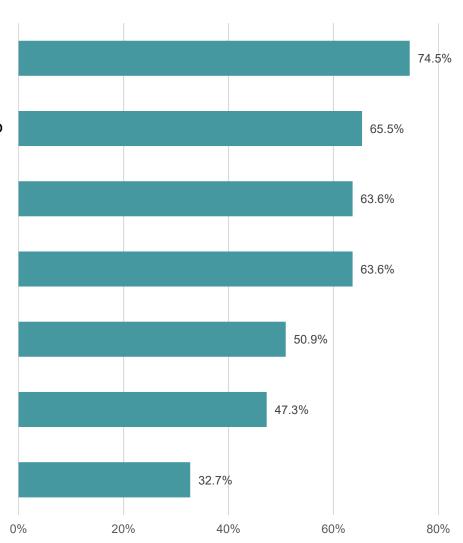
南九州市

歴史的風致維持向上計画の認定希望理由

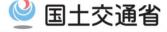


認定希望理由(複数回答可)

- ①社会資本整備総合交付金の特例が活用できるため。
- ②国(文部科学省・農林水産省・国土交通省)による計画の認定が受けられるため。
- ③市町村内におけるまちづくり部局と文化財部局の連携体制が構築できるため。
- ④文化財である歴史的建造物の管理・修理に対する 文化庁からの技術的指導や支援が受けられるため。
- ⑤歴史文化基本構想を推進するため。
- ⑥計画策定により景観規制を推進するため。
- ⑦法定協議会等により事業主体間(都道府県、市町村、民間等)の連携・調整が図られるため。

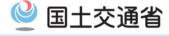


※ 歴史的風致維持向上計画策定意向調査(平成31年3月)を基に作成 (認定希望都市のうちアンケート回答都市数(N=55))



5. 歴史まちづくりの今後のあり方

社会資本整備審議会答申(平成28年8月)の概要

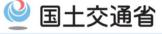


歴史まちづくりの今後のあり方

~歴史まちづくりを通じた地域の魅力向上~

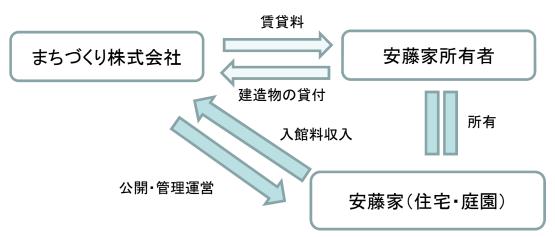
- ①民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用
 - ・歴史的建造物の保存・活用におけるクラウドファンディングなどの民間資金の活用 について、好事例を周知すること等により促進
 - 歴史的風致形成建造物や歴史的風致維持向上地区計画制度等の活用促進
- ②景観施策の充実による地域の魅力向上
 - ・<u>二期計画の認定に合わせた景観計画の策定</u>や屋外広告物の独自条例制定の促進
 - ・景観・観光面で先進的取り組みを進める地域におけるモデル的取組を推進
 - 重点区域等における無電柱化の促進
- ③歴史まちづくりのノウハウの共有・ネットワーク化の推進
 - 歴史的建造物の整理・明示の観点からも歴史的風致維持向上計画の作成促進
 - ・認定都市間のノウハウ共有、ネットワーク化の促進
 - ・<u>歴史まちづくりサミットなどの広域連携</u>の推進・発展
- ④第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実
 - ·<u>第一期計画の適切な評価と第二期計画への反映</u>

1-1 民間の資金・ノウハウの活用 [事例:滋賀県長浜市]



長浜まちづくり株式会社による安藤家の公開事業(滋賀県長浜市)

- ・明治38年から大正4年にかけて建造。虫籠窓、紅殻格子などが施され、長浜を代表する近代和風建築
- ・長浜まちづくり会社(第三セクター)が、所有者から借り受け、公開 事業として活用



○事業スキーム

- ・長浜まちづくり会社が所有者と賃貸借契約締結 ※賃貸料=固定資産税相当分+火災保険料
- ・公開による入館料は全額まちづくり株式会社の収入



(外観)

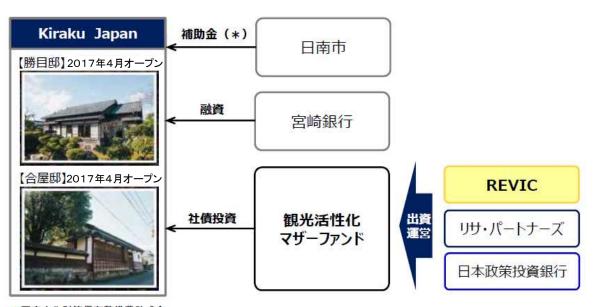


1-2 民間の資金・ノウハウの活用[事例:宮崎県日南市]



Kiraku Japan による古民家活用の取組(宮崎県日南市)

- ・日南市では、飫肥地区の歴史的風致を保存しながら空き家の利活用を図るため、飫肥地区まちなみ再生コーディネーターを全国公募
- ・まちなみ再生コーディネーターが中心となり、Kiraku Japan を事業主体として、歴史的建造物である「勝目邸」「合屋邸」 の2棟を改修し、貸し切り宿泊施設「季楽 飫肥」として活用。
- ・事業に当たっては、観光活性化マザーファンド、宮崎銀行、 行政の3者による協調支援により、投資資金を調達。





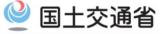


*国宝文化財等保存整備費助成金

資金調達方法

勝目邸

②景観施策の充実による地域の魅力向上



〇景観計画策定 · 屋外広告物条例制定状況

歴史的風致維持向上計画認定都市(87都市)において<u>約9割の都市が景観計画を策定・検討</u>しており、約半数の都市が独自の屋外広告物条例を制定・検討している。

項目	移行済み	検討中	計	認定都市	割合
景観行政団体	71	7	78	87	89.6%
景観計画策定	68	11	79	87	90.8%
屋外広告物条例 (独自条例)制定	39	6	45	87	51.7%

令和4年3月末時点

○企業等の景観への意識の高まり

【山口県萩市】

歴史的風情等を守るため、市全域で独自の基準により屋外広告物を規制する条例を制定したことにより、良好な景観の形成が図られている。





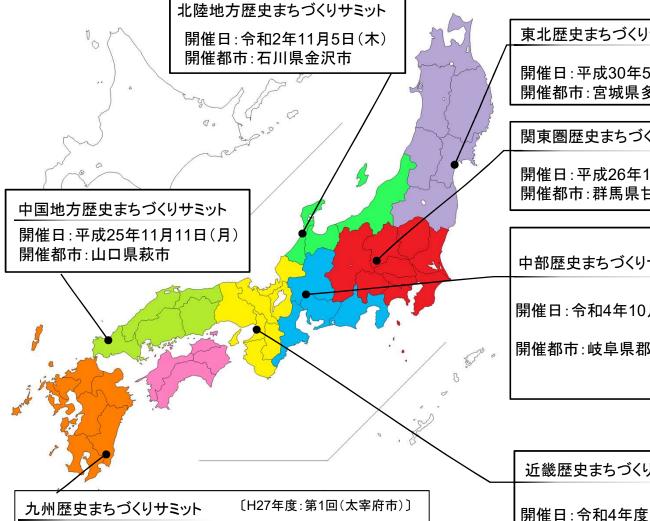
【岐阜県高山市】

地域住民の歴史的な景観を重視する意識の 高まりを踏まえ、良好な景観を阻害していた通信 施設の鉄塔が平成25年に撤去された。





③ー1ノウハウの共有・ネットワーク化の推進(歴史まちづくりサミッド 国土交通省



東北歴史まちづくりサミット [H26年度:第1回(弘前市)] [H28年度:第2回(白河市)]

開催日: 平成30年5月17日(木) 開催都市:宮城県多賀城市

関東圏歴史まちづくりサミット

開催日: 平成26年10月 開催都市:群馬県甘楽町

中部歴史まちづくりサミット

[H24年度:第1回(高山市)]

[H25年度:第2回(亀山市)] [H26年度:第3回(犬山市)]

[H28年度:第4回(恵那市)]

開催日: 令和4年10月19日(木)[H29年度:第5回(明和町)]

20日(金)[H30年度:第6回(三島市)]

開催都市:岐阜県郡上市

[R元年度:第7回(美濃市)] [R2年度:中止(岐阜市)]

[R3年度:中止(岐阜市)]

近畿歴史まちづくりサミット

開催都市:奈良県奈良市

[H27年度:第1回(京都市)]

[H28年度:第2回(斑鳩町)] [H29年度:第3回(彦根市)]

[H30年度:第4回(湯浅町)]

[R元年度:第5回(堺市)]

[R2年度:中止(広川町)]

[R3年度:中止(広川町)]

開催日:令和2年1月14日(火) 開催都市:宮崎県日南市

③-2 ノウハウの共有・ネットワーク化の取組(各種会議等)



国土交通省

〇行政間の連携



認定都市担当者会議

〇専門家、住民、事業者、市民団体等の連携



全国町並みゼミ

○歴まち情報サイト(H27.7開設、R4.3リニューアル)



◆歴史的風致を伝える写真を トップページに追加

http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/rekimachidb/index.html

※URLはリニューアル前と同じです。





- ◆日本地図を用いた 都市検索機能の 追加
- ▼歴史まちづくりの 事業の取組を紹介





③-3ノウハウの共有・ネットワーク化の推進(歴まち法10周年記念シンポジウ学)国土交通省

- 平成30年5月11日、埼玉県川越市において歴史的景観都市協議会、文部科学省、農林水産省、国土交通省 の主催により、「歴史まちづくり法10周年記念シンポジウム~地域の魅力向上と、次世代への継承~」を開催。
- 法制定・施行10周年を契機に、全国的な歴史まちづくりの機運醸成を図るため開催した本シンポジウムでは、 全国8都市の首長による「歴史まちづくりの取組の概要とその成果」等をテーマとしたパネルディスカッション、 都市間の連携による歴史まちづくりの推進に向けて歴史まちづくりに取組む77都市による共同宣言を実施。



8都市の首長によるパネルディスカッション



基調講演



西村幸夫氏の



共同官言

(歷史的景観都市協議会加盟都市・歷史的風致維持向上計画認定都市(77都市))

《概要》

〇主催者

歷史的景観都市協議会、文部科学省、農林水産省、 国土交诵省

〇開催日時及び場所

平成30年5月11日(金) 14:00~17:00 埼玉県川越市 ウェスタ川越

- 〇参加人数 約300名
- 〇主な次第
- 国からの報告
- 基調講演 西村 幸夫氏(神戸芸術工科大学教授)
- ・パネルディスカッション

三重県亀山市長、高知県佐川町長、岡山県高梁市長、 埼玉県川越市長、宮崎県日南市長、福島県国見町長、 和歌山県湯浅町長、新潟県村上市長

•共同宣言



各都市の歴史まちづくりの取組のパネル展示

③-4 認定都市間の連携・ノウハウの共有(歴まちカード)

- 👱 国土交通省
- 歴史まちづくりに積極的に取り組む都市と地方整備局が連携し、歴まち認定都市の魅力をPRするため、中部・関東・近畿・九州地方でカード型パンフレットを配布開始。
- 〇令和4年11月4日からは東北地方でも配布開始。
- 〇 関東地方整備局では16都市で配布し、配布開始1年(H30.8~R1.8)で約6万枚配布。新聞やラジオでも取り上げられ、カード目当ての観光客も増加し、まちの周遊性向上という効果もみられている。

関東地方歴まちカード



近畿地方歴まちカード



中部地方歴まちカード



九州地方歴まちカード



東北地方歴まちカード(令和4年11月4日配布開始)



③-5 認定都市間の連携・ノウハウの共有(インスタグラム)



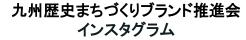
O R1.8からインスタグラムを開設

中部地方整備局及び中部地方歴まち計画認定16都市で組織される「日本まんなか歴まち協議会」

〇 R3. 11からインスタグラムを開設

九州地方整備局及び九州地方歴まち計画認定14都市で組織される「九州歴史まちづくりブランド 推進会」

> 日本まんなか歴まち協議会 インスタグラム

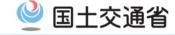








3-6 認定都市間の連携・ノウハウの共有(ポケモンGO)



連携 Pokémon GOにおける歴史的建造物等のPR

(Niantic)

- ▶ 歴史的建造物等を紹介できるプラットフォーム (Pokémon GO) の提供。
- ➤ 『Pokémon GO』を利用した周遊マップを作成するための公認素材、マップテンプレート等の広報素材の提供。



【歴史まちづくり (国交省+自治体)】

- ▶ 歴史的建造物等の正確かつ魅力的な情報の提供。
- ▶ 『Pokémon GO』を利用した周遊マップの作成も可能。

連携によるメリット

[Niantic]

- ➤ Pokémon GOにおける現実世界の情報の厚みが 増すとともに、当該情報を効率的に収集可能となる。
- ➤ 新たなPokémon GOユーザーを開拓できる機会の 創出。

【歴史まちづくり (国交省+自治体)】

- ▶ 新たな切り口で地域住民に歴史・文化に親しむ機会を 提供することができ、歴史まちづくりの機運を醸成。
- ▶ 地域住民のまちあるきの促進 (メンタルヘルスの向上)
- ▶ 歴史まちづくりに取り組む都市の増加。

水平展開にあたってのルール整理及びモデル実装(R3.11) Niantic・国・小田原市(モデル都市)









【歴まち情報サイト】

③ - 7 ノウハウの共有・ネットワーク化の取組 [事例:青森県弘前市

〇自治体間で共通する歴史的資源を活用し、連携してPR活動を行うことにより、歴史 的資源の価値の向上を図り、都市の魅力向上及び賑わいの創出が図られている。

〇現存12天守PRプロジェクト

現存天守がある12都市で、インバウンドや交流人口の増加を目的に現存12天守の価値と魅力度の向上のため連携PRを行っている。(<u>弘前市・松本市・</u>坂井市・<u>犬山市・彦根市・松江市・高梁市</u>・丸亀市・松山市・宇和島市・高知市)



現存天守PR番組の海外放送



※下線の都市は歴まち認定都市

〇大石武学流庭園サミット

津軽地方独自の特徴的な庭園文化である大石武学流庭園について、その価値を国内外に発信し、庭園文化による地域活性化を図っている。



成田家庭園(弘前市)



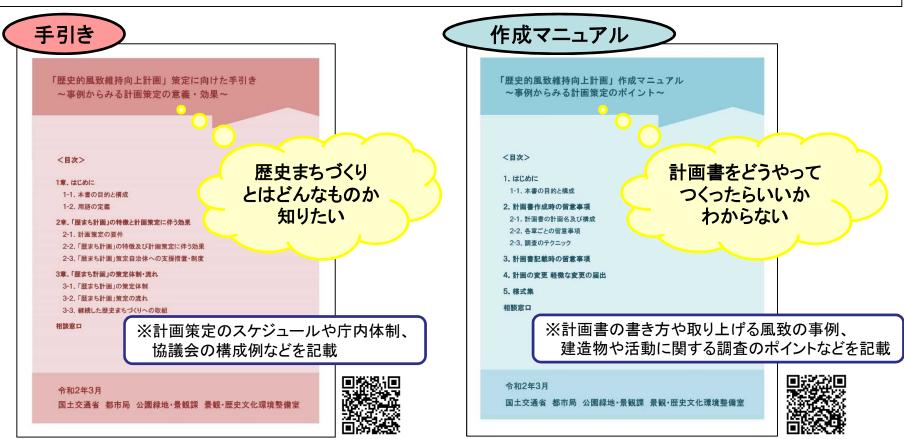
清藤家庭園(平川市)



鳴海氏庭園(黒石市)

③−8 認定都市間の連携・ノウハウの共有(手引き、マニュアル)≌

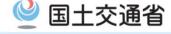
- 👱 国土交)
- ○認定都市の計画書策定に係るノウハウを共有することで、今後計画書策定に取り組む自治体での職員の不足を補完し、効率的に計画書を策定することを目的として、令和元年度に「歴史的風致維持向上計画策定に向けた手引き」・「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」を作成し、HP上に公開。
- 〇「手引き」は歴史まちづくりの特徴や効果を、「作成マニュアル」はこれまでの認定都市の計画書の 優良事例から計画策定に取り組む際のポイントを説明したものとしている。



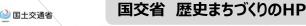
https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/R3.3rekimatitebiki.pdf

https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/R3.3 rekimatitebiki.pdf

③-9 認定都市間の連携・ノウハウの共有(歴まちHistory)







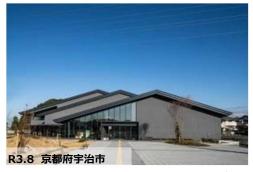
国土交通省(法人番号2000012100001)[@アクセス情報:地図]



TILLIT

歴史的風致維持向上計画の認定都市において、計画に位置づけられた事業等が完了した報告や事業成果の公表がされたものを紹介するとともに、記録として蓄積するもの。

紹介中のトピックス(抜粋)



お茶と宇治のまち歴史公園がオープン!



水戸城大手門の完成



いつでもどこでも熊本の城下町を 360度VRで巡る旅!



大友氏館跡庭園の復原整備

掲載事項 随時募集中!!

本省 公園緑地・景観課までご連絡ください。



④ 第一期計画の適切な評価を踏まえた施策の充実



○歴史的風致維持向上計画認定都市に対して、以下の観点から、進捗評価、中間評価・最終評 価からなる進行管理・評価制度を導入。

<進捗評価> 毎年度実施

- (1)施策・事業の進捗状況(アウトプット)の評価 【自己評価】
 - ・組織体制、景観形成施策、整備及び管理事業、文化財 の保存活用、効果・影響等

く中間/最終評価>中間年度及び最終年度に実施

- ②計画の達成状況(アウトカム)の評価 【自己評価】
 - 方針の達成状況、計画の波及効果、歴史的風致の維持 向上の状況について評価
- ③事業の質の評価 【外部評価】
 - ・歴史・文化、景観等の観点から適切な整備かなど、質 について外部有識者等による評価



最終評価(波及効果別シート)

(様式3)

市町村名	高山市	評価対象年度	H20~H29年	
効果	i 外国人観光客の増加			
① 効果の概要				
外国人観光客数が10年間で約3倍に増加				

② 関連する取り組み・計画

	他の計画・制度	連携の位置づけ	年度	
1	中心市街地活性化基本計画	あり	H27~31	
2	高山市海外戦略	なし	H27~31	
3	歷史的風致活用国際観光整備計画	あり	H27~29	

多言語観光パンフレット・ホームページ等の充実やフェイスブックをはじめとするSNSの活用など による情報発信の充実、トップセールスや海外旅行博への出展、外国人観光客向け公衆無線 LANサービスの提供や案内表示の多言語化、通訳ガイドの育成・確保、昇龍道や北陸・飛騨・信 州3つ星街道等の広域的な連携による周遊ルートの形成など、海外からの誘客促進や受入体制 の充実を図った。

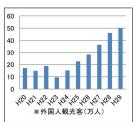
③ 効果発現の経緯と成果

現在、観光ホームページは12言語、観光パンフレット 60 は10言語で作成しており、これらの宣伝媒体を活用し た情報発信や、積極的なトップセールス、海外旅行博へ の出展、広域的な周遊ルートの活用など、様々な誘客 活動において、本市固有の歴史文化の魅力を海外に

多言語併記の誘導案内板や文化財等説明板の整備・ 改善、市街地における外国人観光客向け無料公衆無線 LANサービスの提供、中心市街地特例通訳案内士の育 成、医療従事者の多言語対応や災害時・緊急時等にお ける外国人観光客の安全確保の強化など、受入体制の 充実により、外国人観光客が安心してまち歩きを楽しめ る環境を整えた。

外国人観光客数(宿泊者ベース)は、東日本大震災の 影響により一旦落ち込んだものの、誘客活動や受入体 制の整備により年々回復し、平成29年には過去最高の 約50万人を記録するなど、外国人観光客の大幅な増 加が図られた。

積極的な誘客活動や受入体制の充実により、外国人 観光客が大幅に増加した。一方、多様化する外国人観 光客のニーズに応えられるよう、受入体制を更に強化し ていく必要がある。

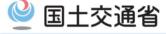




多言語対応のまち歩きマップ

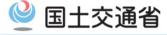
⑤ 今後の対応

引き続き様々な誘客活動において、本市固有の歴史文化の魅力を海外にPRするとともに、外国 人旅行者に対し、地域の歴史文化の成り立ちや魅力を伝えることができる通訳ガイドの育成確保 を図る。



6. 歴史まちづくりの最近の話題

政府の方針への位置付け(歴史・文化を活かした地域活性化)



〇観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)

- 第三 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発
 - ・歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上を図る。

○観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定)

- ・市区町村による景観計画の策定等を支援する「景観改善推進事業」の実施等を通じ、主要な観光地における 景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを 推進する。
- ・地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として 面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、 農山漁村地域を中心に2020年までに全国200地域で展開する。

〇社会資本整備重点計画」(第5次)(令和3年5月28日閣議決定)

・重点施策の方向性 良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

〇文化芸術推進基本計画(平成30年3月6日閣議決定)

戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

- ・文化財の積極的な保存・活用により、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
- 歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、歴史的建造物の修理、無電柱化等を通じて、 良好な景観を形成するとともに地域固有の観光資源である歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを推進する。

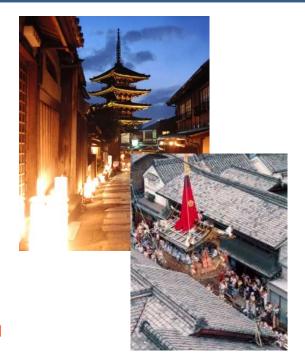
歴史・文化を活かした観光振興①(ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン学 国土交通省

- ・ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン(改訂第6版:2020.2.17)では、京都、奈良、高山、日光な ど歴史・文化性の豊かな都市が三つ星として評価され、外国人を含む観光客でにぎわっている。
- ・観光名所は、ミシュラン・グリーンガイドによって独自に考案された9つの基準に従って評価されて おり、星なしから「わざわざ旅行する価値がある」という三つ星に分類されている。
- 歴まち計画認定都市87の内、38の市町がミシュラン・グリーンガイド・ジャポンに 掲載されている。 令和4年3月末時点

ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン

【9つの評価基準】

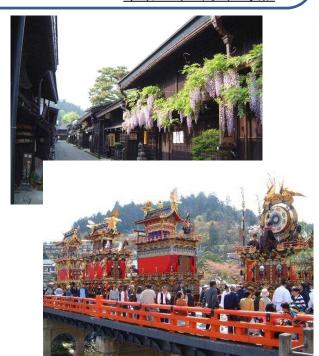
- 1.旅行者がその観光地を訪れた時に受け る第一印象
- 2.その場所の知名度
- 3.文化財の豊かさ、レジャーの充実ぶり
- 4.ユネスコの世界遺産などの公的評価
- 5.芸術品や史跡の固有の美術的価値
- 6.美観
- 7.作り物ではない本物としての魅力と調和
- 8.旅行のしやすさと利便性
- 9.旅行者の受け入れの質



京都★★★

日本の古都であり、約1600カ所の寺院、 約400 カ所の神社、約200 カ所の庭園が あり、国宝の20%が京都にある。

また、東京、大阪に次ぐ観光地で、訪日外 客の2割が訪れている。



高山★★★

「アルプスの小京都」である高山は、徒歩 でたやすく廻ることができ、江戸時代の面 影を残す地区のそぞろ歩きを楽しむこと ができる。

歴史・文化を活かした観光振興②(訪日外国人旅行者の意向調査)



- 坐 国土交通省
- ・DBJ・JTBF アジア·欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査 (2019年度版) において、アジア8地域と 米豪英仏の計12地域の海外旅行者に対するアンケートを実施し、訪日における関心事項の調査 結果が示された。((株)日本政策投資銀行、(公財)日本交通公社による調査)
- → アジア・欧米豪共通として「自然・風景」が人気で、日本料理の満足度が高い。
- →欧米豪では「日本庭園・歴史的建造物」「繁華街のまちあるき」の満足度が高い。

【訪日旅行で体験したいこと】

【訪日旅行で満足したこと】

順位	アジア	欧米豪
1	桜の観賞	日本庭園の見物
2	温泉への入浴	自然や風景の見物
3	自然や風景の見物	伝統的日本料理を食 べる
4	伝統的日本料理を食 べる	繁華街のまちあるき
5	<u>雪景色観賞</u>	<u>有名な史跡や歴史的</u> な建築物の見物

順位	アジア	欧米豪	
1	伝統的日本料理を食 べる	伝統的日本料理を食 べる	
2	自然や風景の見物	現地の人が普段利用 するカジュアルな食事	
3	温泉への入浴	<u>有名な史跡や歴史的</u> な建築物の見物	
4	清潔さ•衛生面	繁華街のまちあるき	
5	現地の人が普段利用 するカジュアルな食事	自然や風景の見物	

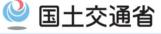








訪日外国人受入環境整備の取組①[事例:岐阜県高山市]



〇訪日外国人旅行者の受入環境整備に係る補助金を活用し、都市の魅力の向上 及び賑わいの創出が図られている。

〇飛騨高山まちの博物館パンフレット多言語化事業

地域の歴史・文化について紹介する「飛騨・高山まちの博物館」において、展示内容を解説するパンフレットを英語表記で作成した。





〇飛騨高山まちの博物館外国語ガイド養成事業

ボランティアガイドを対象とした外国語講座の実施による人材育成・スキルアップを行い、外国語による展示物等の解説を行っている。



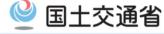


〇高山市 外国人観光客数推移

外国人観光客数(宿泊者べース)は、東日本大震災の影響により一旦落ち込んだものの、誘客活動や受入体制の整備により年々回復し、平成30年には過去最高の55万人を記録し、大幅な増加が図られた。



訪日外国人受入環境整備の取組② [事例:広島県尾道市]



○多言語表示の総合案内板・多国語音声設備 (日・米・韓・北京・広東の5言語)

重点区域内全体の情報発信を多言語表示 で行う総合案内板を設置し、外国人旅行者の 周遊性向上に寄与する。



【総合案内板】

歴史的風致を構成する寺社等へ多国語音声 設備を設置し、外国人旅行者の歴史・文化への 理解を深める。



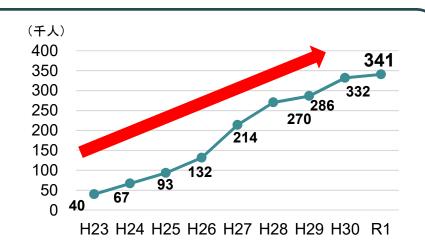
【多国語音声設備】

〇外国人観光客数の増加

歴史的まちなみや瀬戸内しまなみ海道の サイクリングなど多様な魅力によって、外国人 観光客が増加している。

認定前 平成22年 約 4万人

認定後 令和元年 約34万人



【外国人観光客数推移】

訪日外国人受入環境整備の取組③ [事例:愛媛県大洲市]

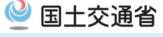


大洲市のキャッスルステイ(城泊)

- 大洲市の歴史的な観光資源での、歴史に基づいた特別な体験の提供
- ・文化財が本来持っている価値を最大限に活用することで、さらなる認知拡大を図る
- ・大洲城・城下町の町家・古民家等の歴史的資源を活用し、観光産業の確立を目指す
- ・文化や歴史に感度の高い国内・国外の人をターゲットに展開
- ・特別な料金を得ることで文化財保存・整備環境を持続可能なものにする
- ·1組限定 一泊100万円~(2人)







1 「伝わる」取組の強化

2 景観規制の強化

③ 新たな地域資源の掘り起し

「伝わる」取組の強化



<AR•VR>





現くとそこは江戸時代の小峰城! 季節や時間で表情を変える小峰城や、 武士の姿を鑑賞することができます。





AR·VRによる小峰城の再現 (福島県白河市)

<多言語看板>



観光案内看板:QRコードで5ヶ国語対応 (和歌山県和歌山市)

<統一看板>



_____ (滋賀県大津市)



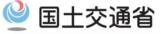
(滋賀県草津市)

複数の地域で合意形成された統一した看板

<日本文化体験>



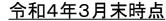
②景観規制の強化



景観法(規制)と歴史まちづくり法(誘導)は、歴史まちづくりを進める上での車の両輪。 歴まち法運用指針において2期計画認定までの景観計画策定が原則義務づけられており、 両計画の連携強化が必要。

項目	策定済み	検討中	計	割合 ()内は検討中を含む割合
景観計画策定	68	11	79	78.1% (90.8%)
屋外広告物条例 (独自条例)制定	39	6	45	44.8% (51.7%)

認定都市における景観計画策定・屋外広告物条例制定状況







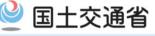
高度地区の見直しによる景観規制の強化(石川県金沢市)

(参考) R 4年度予算

○景観改善推進事業

- ・景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- ・景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

③新たな地域資源の掘り起し



【日常生活で活用される歴史的水路】



群馬県甘楽町

【昭和を感じさせる看板建築】



静岡県三島市

【気候・風土を生かした果樹生産】



栃木県栃木市

【戦災復興で生み出されたまちなみ】



愛知県名古屋市

2期計画では、1期計画期間中における調査・検討の進展等を踏まえ、これまで注目されて こなかった新たな歴史的風致を追加することも重要。 新規追加

01.犬山祭にみる歴史的風致

江戸時代の武士や商人たちの暮らしぶりを想像させる町家が点在する城下町。そこで繰り広げられる犬山祭では、町民たちの結束力によって車山の曳き廻しやからくり奉納が行われ、歴史的な町の趣を一層際立たせる。



犬山祭の車山行事

04.古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致

大山はその肥沃な土地と自然環境により、古 代から人々の暮らしが営まれ、数多くの古墳が 造られた。今もその多くが残されており、それを 守ろうとする人々の活動とともに、犬山の歴史 を伝えている。



史跡青塚古墳

02.犬山城と町衆文化にみる歴史的風致

幾多の廃城の危機を乗り越えてきた犬山城。城主と町民によって生み出された町衆文化とともに、今も人々に愛され、その心が受け継がれている。



国宝犬山城

05.石上祭にみる歴史的風致

年に一度、尾張冨士に力自慢が結集し、山の 頂上に巨石を上げる石上祭。頂上に積まれた 数千の石や参道の献石群には、先人たちの尾 張冨士に寄せた祈りが刻み込まれ祭を継承す る町民の活動とともに、自然と神社と地域とが 一体となった歴史的風致を伝えている。



力を合わせて巨石を 担ぎ上げる

03.木曽川周辺にみる歴史的風致

人々は昔から木曽川の恩恵と自然が生み出す癒やしを受けながら生活してきた。それは350年以上続く木曽川うかいの継承とともに、今も変わらぬ伝統の風景である。



木曽川うかい

06.地域の祭礼にみる歴史的風致

「豊かなもりのまち」犬山には、里山や田園などの自然が豊富にあり、その自然に感謝し、自然と共生していく中で始められた慣習や祭礼が今も各地で継承されている。

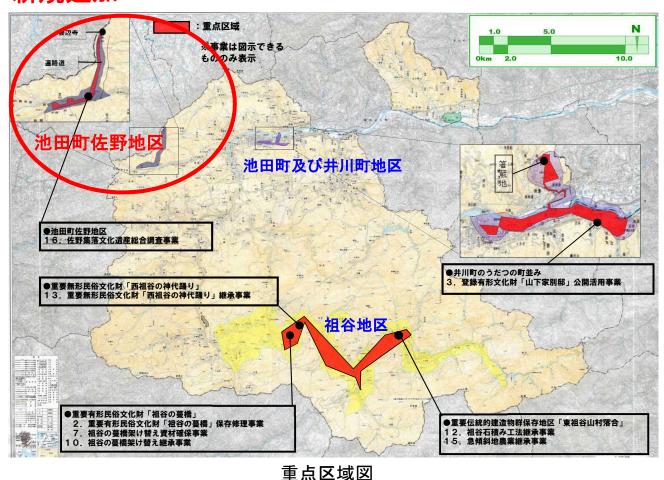


大懸神社の豊年祭89

第2期計画 事例 <重点区域の見直し> [事例:徳島県三好代 国土交通省

史跡「阿波遍路道」の追加指定を受け、2期計画に当該史跡を核として新たに風致を設定し、池 田町佐野地区」を重点区域に追加し、歴史的資料の発掘や古民家等の調査を実施。

新規追加

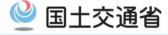


お遍路さんとお接待

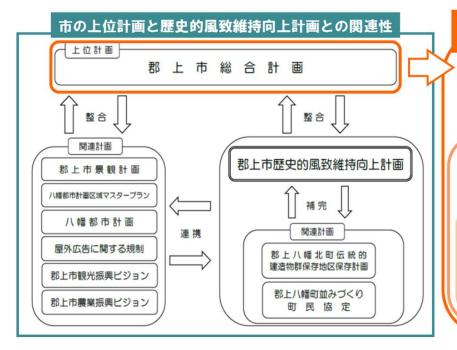


お遍路の道標

目指すべき方向性の明確化と成果の見える化



○上位計画等との連携強化による方向性の明確化(事例:岐阜県郡上市)



総合計画の中に位置づけられた歴史 的風致維持向上計画に関する事項

総合計画

「歴史や伝統文化をテーマとした 個性のある地域づくり」

分野別基本計画

「『郡上八幡』ブランドを活かした まちづくり」

具体的施策

- ・地域資源の掘り起こし
- ・ 郡上踊りの継承
- 歴史歴町並みの検証と活用

関連する成果指標

- 出前講座「郡上の文 化財」の申込み数
- 郡上おどりジュニア クラブ会員数
- ・登録有形文化財棟数 など

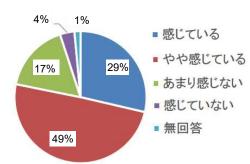
○成果の見える化(事例:岐阜県高山市)

1. 外国人観光客の増加



外国人観光客が、約13万人(平成19年)から約61万人(令和元年)に増加。

2. 郷土の歴史・文化への誇りの醸成



市民の約78%が「文化財や伝承芸能が保存・継承され、郷土の歴史文化に誇りを持っていると感じている」と回答

3. 地域における固有の伝統文化の活性化



屋台保存会において小学生による「神楽舞」の 復活に取り組み、平成24年に50年ぶりに披露

91

歴史まちづくり法の特徴・制度活用のメリット

ちづくりの推進ツールとなる。



① 重要文化財などの歴史的建造物だけでなく、未指定の文化財やその周辺の市街地環境を含め「歴史的風致」としてその価値をとらえることが可能。 計画に基づき、拠点施設の整備、町並み整備、伝統的な活動の継続等に取り組むことにより、地域特有の歴史的な風情、佇まい、情緒の維持・向上が可能

- ② 総合計画において歴史や文化を活かしたまちづくりを目標にする市町村が多い中、 文化財保存活用地域計画等とあわせ、<u>具体的なアクションプラン</u>のひとつとなり得る。
- ③ 法定協議会の定期的な開催や進行管理・評価の実施等、計画認定後の取組状況をフォローアップし、計画の実効性を担保する仕組みが整備されている。
- ④ 計画策定を通じて「文化財部局」や「まちづくり部局」をはじめとした関係部局が連携 することにより、歴史まちづくりの取組が円滑に実行可能な庁内体制が整備される。
- ⑤ 計画策定や計画に基づく事業等に行政が率先して取り組むことにより、歴史まちづくりに対する気運が高まり、地域の住民・団体、民間事業者の主体的な取組が活発化される。 也域が大切にする行事や慣習を活かすためのまちづくりという、住民の生活目線のま

92



ご静聴ありがとうございました。

国土交通省 都市局公園緑地·景観課 景観·歴史文化環境整備室